みんなで支える幸せプラン

第２次若狭町地域福祉活動計画

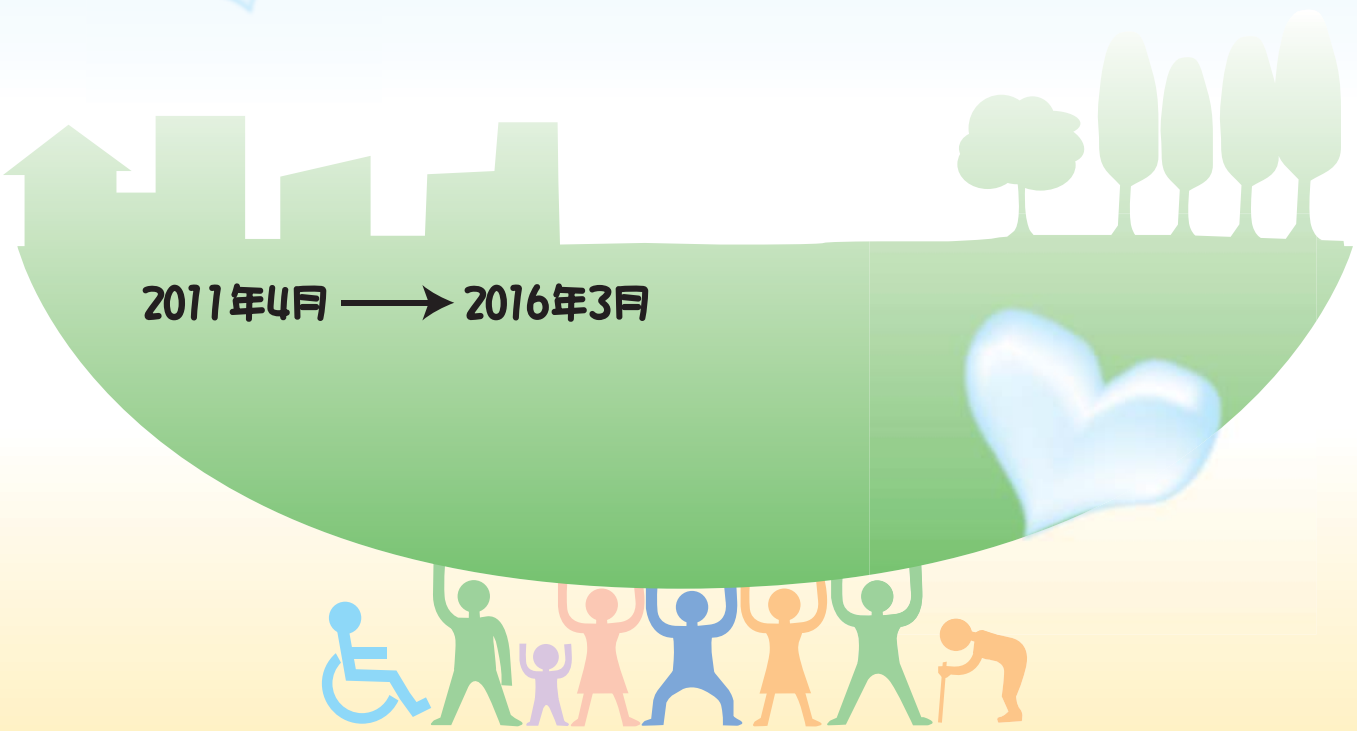

2011年4月 ⟶ 2016年3月

社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会

はじめに

社会福祉法人　若狭町社会福祉協議会

会長　塚本　新一

今年、平成23年は社会福祉協議会創設60周年という記念すべき年であります。社会福祉協議会の目的は「地域福祉の推進」と法律に明記されています。

若狭町社会福祉協議会では、平成20年に「地域福祉活動計画（３か年)」を策定し、“みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域（まち）づくり”を基本理念として、実践してまいりました。

事業を通して町行政をはじめ、集落自治体、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティアのみなさん等にご指導、ご協力をいただいております。ここに厚く感謝申し上げます。

この間、地域福祉充実への一定の成果を得ましたが、いま私たちの周囲を見るとき、加速する少子高齢化に長引く経済不況のなか、暗いニュースばかりで、深刻な福祉課題や生活課題が山積しており見過ごしできない現状があります。

誰もが安心して暮らしていくには、住民参加による協働の町づくりを推し進めていくことが大切です。そこで若狭町社会福祉協議会では、第１次計画の３年間の活動結果を十分に検証、評価、反省して、現状を踏まえ地域のニーズを掘り起こしました。それらをもとに共に生きる地域を育てる活動を続けるために「第２次若狭町地域福祉活動計画（５か年)」をここに制定いたしました。

今後、計画を実践し「みんなで支える幸せプラン」実現化のため、さらにきめ細かく具体的に地域福祉推進活動をすすめてまいります。

地域の皆さんのあたたかいご指導とご協力を切にお願い申し上げます。

平成23年３月

目　　次

はじめに

1 計画の概要

計画の名称 …… 6

計画の性格 …… 6

計画の趣旨 …… 6

計画の期間 …… 7

計画の基本理念 …… 7

計画の体系図 …… 8

4つの基本目標 …… 9

2 福祉をめぐる若狭町のすがた

まちの現状と今後 …… 12

地区別の課題や思い …… 13

3 1次計画評価

1次計画で取り組んできたことおよび評価の実施 …… 18

1次計画の評価結果 …… 19

成果および課題・考察 …… 20

4 実施計画

計画について解説 …… 24

(1)　新たな発信と伝達手段への取り組み …… 25

(2)　広報活動の見直し …… 26

(3)　身近な支え合い体制の推進 …… 27

(4)　安心して子育てできる環境づくり …… 28

(5)　地域で集える場づくりの支援 …… 29

(6)　人と人との出会いの支援 …… 30

(7) ボランティアセンターの機能強化 …… 31
(8) 障がい者就労支援ネットワークの強化 …… 32
(9) 地域の社会資源を活かしたネットワークづくり …… 33
(10) 障がい者雇用についての理解、促進 …… 34
(11) 充実した送迎体制の検討 …… 35
(12) 安心安全な食の提供 …… 36
(13) 地域における医療・福祉の充実 …… 37
(14) ふれあいサロン活動の推進 …… 38
(15) 地域に密着した新たなサービスへの取り組み …… 39

5 若狭町社会福祉協議会の取り組み（発展強化計画）

若狭町社協の使命 …… 42
若狭町社協がめざすもの（組織理念） …… 42
若狭町社協が住民のみなさんに約束したいこと（スローガン） …… 43
若狭町社協役職員の行動規範 …… 43
５か年の方向性と新たな挑戦 …… 44
若狭町社協としてより発展的にあるいは新しく取り組む内容 …… 44
若狭町社協の体制 …… 45
(1) 地域福祉事業 …… 47
(2) ボランティアセンター運営事業 …… 52
(3) 共同募金委員会事業 …… 54
(4) ふくしの資金貸付事業 …… 55
(5) 生活支援ハウス運営事業 …… 56
(6) リラクゼーション施設運営事業 …… 57
(7) 食事サービス事業 …… 58
(8) 葬祭事業 …… 60
(9) 居宅介護支援事業 …… 61
(10) 通所介護（デイサービス）事業 …… 63

⑾ 障がい者デイサービス事業 …… 66
⑿ 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業 …… 67
⒀ 訪問入浴介護事業 …… 69
⒁ 訪問看護事業 …… 70
⒂ ケアホーム事業 …… 72
⒃ 特別養護老人ホーム事業 …… 73
⒄ 認知症対応型グループホーム事業 …… 75
⒅ 小規模多機能型居宅介護事業 …… 76
職員体制強化計画と安定的な財政運営 …… 78

6 資料編

第２次若狭町地域福祉活動計画の策定経過 …… 82
１次計画の評価資料 …… 84
統計データ …… 87
第２次若狭町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱・策定委員名簿 …… 94
用語解説 …… 96
第２次若狭町地域福祉活動計画プロジェクト委員名簿 …… 103

1 計画の概要

- 計画の名称
- 計画の性格
- 計画の趣旨
- 計画の期間
- 計画の基本理念
- 計画の体系図
- ４つの基本目標

計画の概要

■計画の名称

この計画の名称を「若狭町地域福祉活動計画」とします。また、通称を「みんなで支える 幸せプラン」とします。

■計画の性格

今日、私たちを取り巻く社会環境は多様化・複雑化し、日常生活においてさまざまな共通の困りごとや不安・問題がうまれています。少子高齢化の到来をはじめとして、社会構造が大きく変化し、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減ったり、地域住民同士の付き合いが少なくなったりしています。さらに、核家族化や世帯分離により、悩みや課題を相談できない子育て家庭の孤立、ひきこもり、児童・高齢者虐待の増加などが社会問題となっています。

一方で、地域におけるさまざまな生活課題について住民自らが気づき、それを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動していく住民の主体的な支え合いのネットワークづくりを基軸として、さらにそのまわりに住民主体の福祉活動を支える多様な関係機関・団体のネットワークを形成し、この両者の連携のもとで、“誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域のなかで、その人らしい自立した生活が送れるような地域社会”をつくっていく取り組みが必要となってきます。

地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけ、地域住民・当事者団体・ボランティア、*NPO法人等の住民参加のもとで、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、その解決に向けた具体的な行動と、公私の関係機関・団体の役割分担が明示されたものです。

若狭町社会福祉協議会（以下「若狭町社協」）においても、「住民による住民のための地域福祉活動」を実践するため、行政や各種福祉関係機関等と連携しつつ、住民目線による取り組みをこの計画に基づいて推進していきます。

また、この計画は、若狭町が平成23年（2011年）３月に策定した「若狭町まちづくりプラン」と「若狭町地域福祉計画」の内容や理念、考え方を踏まえ、互いに補完･補強しあう計画となるよう、それらとの整合性に留意しながら策定することにより、誰もが社会の一員として尊重されるような個性ある福祉のまち（若狭町）づくりを実現することを目指します。

地域福祉とは、地域での人々のつながりの強化を促す機能をもっており、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制の実現を目指すものであり、現行の仕組みでは対応しきれない生活課題に対して、住民と行政の協働による“新たな支え合い”を確立し、地域社会再生の軸としての役割が期待されています。

■計画の趣旨

若狭町社協では、若狭町が「若狭町まちづくりプラン」でかかげる“豊かな自然、歴史と文化

*NPO法人：民間非営利活動団体（法人）のこと。

そのめぐみのもと、互いに支え合い、絆を深めることにより、共に生き、共に感じ“育む喜び”があふれるまち”という基本理念と、「若狭町地域福祉計画」でかかげる“地域がつながり、みんなで支え合う、やさしさあふれるまち　わかさ”という基本理念との整合性を図りながら、複雑多様化する生活課題に地域全体で取り組み、誰もが安心して暮らしていけるよう、住民参加と支え合いによる福祉のまちづくりを目指し、この計画を策定するものです。

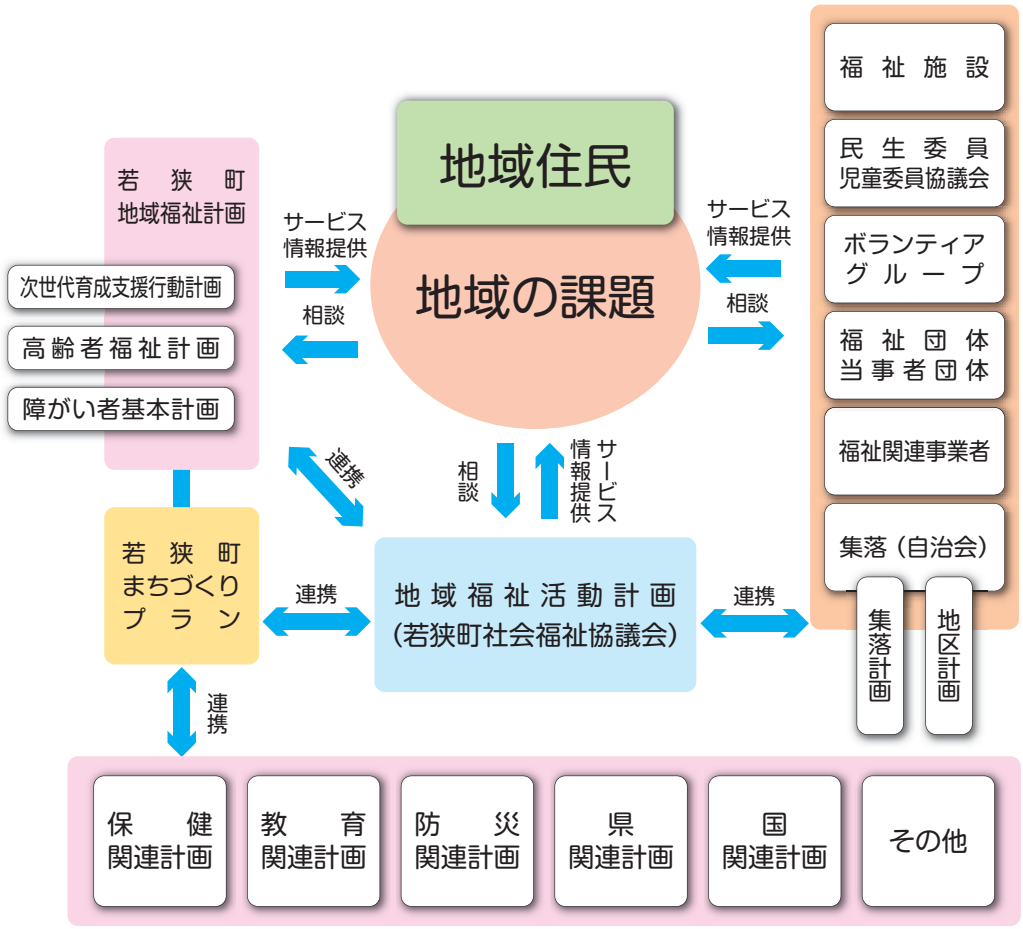

■計画の期間

この計画は、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度の５か年とします。また、町の「若狭町地域福祉計画」（平成23（2011）年度から平成27（2015）年度）と整合性を保つため一体的に推進していきます。

ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行っていくものです。

■計画の基本理念

みんなが支え合い、すべての人が幸せを
感じられる、心地よい地域（まち）づくり

若狭町社協がこの計画でめざすものは、“子どもからお年寄りまで、みんなが助け合いや支え合いの風土を守り、若狭町民みんなが自然と共生し、文化や歴史を感じながら、安心した生活が送れるまちづくり”です。

一人ひとりでは不可能なことでも、住民が同じ思いのもと協働し、行動することで、新たな地域福祉活動が生まれ、薄れつつある地域のつながりを再び復活させることができると私たちは考えています。

■計画の体系図

基本理念を実現するために、４つの基本目標を設け、それぞれの目標に取り組み内容を位置付け、計画を推進していきます。

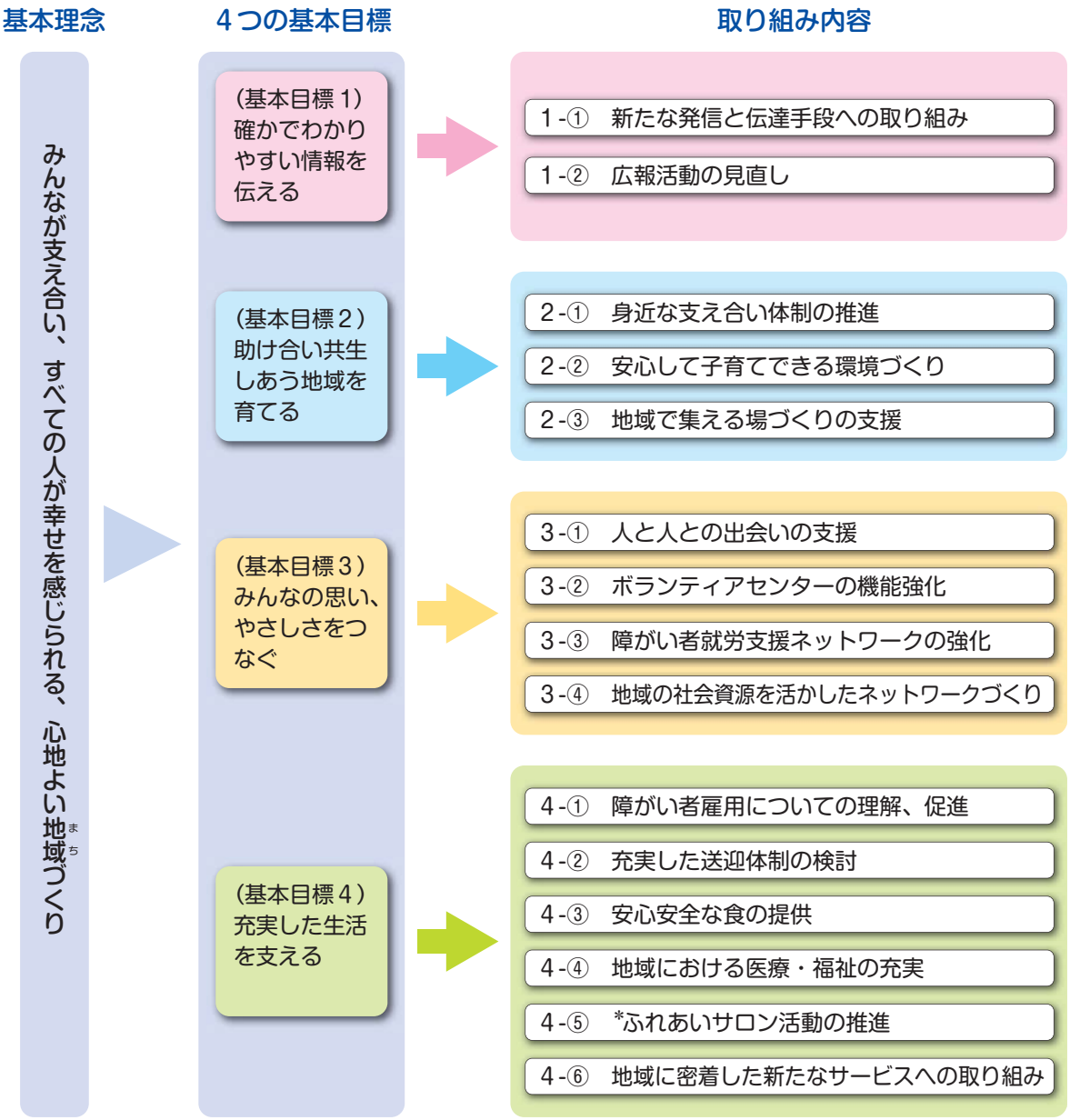

*ふれあいサロン活動：在宅で孤立しがちな高齢者、障がい者、乳幼児をもったお母さんや、地域の誰もが参加し小地域ネットワークづくり活動の一環として気軽に、無理なく、楽しく、異世代交流を行う地域住民が運営する活動。

■４つの基本目標

若狭町社協では、『みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域（まち）づくり』の推進に向け、以下の４つの基本目標を設定し、地域福祉活動を展開します。

1 確かでわかりやすい情報を伝える

私たちが、住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むためには、住民が身近な地域で必要な情報を的確に得ることができ、最適な福祉サービスが受けられるような仕組みが必要です。そこで適切な福祉サービスの利用の促進を図るとともに、医療機関を含めた事業者との福祉ネットワークをつくる等、住民一人ひとりに最適な情報と支援が届く仕組みづくりを実現していきます。

2 助け合い共生しあう地域を育てる

近年、さまざまな社会的要因が重なって、家族の絆や地域でのつながりが希薄になってきています。いま一人ひとりに何とかしなければという思いがあれば、そして、その思いを地域住民みんなで話し合い、力を合わせれば、新たな住民主体の活動を創ることができると考えています。また、シニア層の豊富な経験や知識を活かした地域づくりを推進するとともに、集落や地区を中心とした住民主体の地域づくりを応援します。

3 みんなの思い、やさしさをつなぐ

私たちは、自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域住民相互の思いを大切にするとともに、交流などのふれあいの機会を充実することによって、住民一人ひとりが互いの理解と認識を深めなければなりません。地域社会で暮らしていく上で、助け合い、協力しあう気持ちを常に心に置きながら、みんなが思いやりを示すことができる、心の*バリアフリー社会を実現することを目指します。

4 充実した生活を支える

地域の中には、高齢者や障がい者、大人や子どもなどさまざまな人が暮らしています。

そして、誰もが住み慣れた地域で、安心し、自立した生活が続けられることを望んでいます。健康で長生きできる地域づくりをすすめるとともに、医療・福祉の充実を図っていかなければなりません。また、地域にあるさまざまな組織・団体や地域住民による声かけや見守りなどの助け合いシステムの構築をすすめ、地域の多様なニーズに即した新たなサービスを開発し、地域で充実した生活が容易に営むことができる体制づくりを構築します。

*バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。

2 福祉をめぐる若狭町のすがた

- まちの現状と今後
- 地域別の課題や思い

福祉をめぐる若狭町のすがた

■まちの現状と今後

少子高齢化問題

地域社会では、全国的に少子高齢化・核家族化が進行し、かつての伝統的な家庭や地域住民のつながりが少なくなっています。若狭町においても少子高齢化が進んでおり、高齢者世帯も増加傾向にあります。今回の住民ニーズ調査でも、子育て支援に関する情報を求める声や、青少年育成や子どもたちのふれあいの場を求める声が上がっています。

しかし一部では、集落が一体となり高齢者世帯や子どもたちを支援する体制づくりに取り組んでいるところも出てきており、今後の展開が期待されます。

継承者問題／空き家・空き地問題

町内には伝統的な祭礼や行事が各集落で行われていますが、少子化や核家族化にともない、昔ながらの伝統を受け継いでいくことが難しい状況となり、世代交代ができないのが現状です。

また、若者の働く場所が少ないなどの原因で、若者が町外へ出て行く傾向にあり、空き家が増え、農家の後継者不足も深刻です。

防犯・防災

防犯・防災については、高齢者世帯や子どもたちの安全対策への不安や、災害時や緊急時の訓練や体制の整備が求められています。

交通・環境問題

町内には65歳以上の高齢者が29.2%、また障がい者手帳の交付を受けている65歳以上の高齢者は76.8%となっています。このような方々の中には定期的な通院や買い物などで外出が必要な方が多数おられますが、町内では公共交通機関が充実できておらず通院や買い物が困難となっています。

町として、概ね65歳以上で寝たきりの方や、車椅子などで一般の交通機関を利用することが極めて困難な方、透析治療をされている方などを対象に、自宅から医療機関までの送迎をしています。

しかし、65歳以上の高齢者や障がい者の方であっても、上記に該当しない方は送迎サービスを利用できないため、足腰の弱い方や歩行に不安のある方等、介護を必要とされる方は支援が受けにくい状況です。

また、環境美化問題についても、海岸のゴミ問題・ゴミステーションの美化問題・野焼きの問題など、いろいろな課題が上がっています。

地域住民の交流問題

現在、町内に住む高齢者は、老人会やサロン等で地域活動を通し、近隣に住む住民との交流を深めたり趣味に勤しんだりと精力的に活動しています。

しかし、今回の住民ニーズ調査では、サロンに行きたいが交通手段がない、高齢者の集いの場が欲しい、高齢者同士のつながりを強化して欲しい、買い物やゴミ出しを支援して欲しい、災害時や緊急時の支援をして欲しい、などの意見も多く上がり、地域に住んでいながら孤立している高齢者の存在もあります。特に高齢者と若い世代との交流が希薄となってきたため、高齢者世帯のみならず、若い世代と同居している高齢者であっても生活に対する不安を抱えており、買い物や通院などの外出に対する支援や、定期的な自宅訪問や見回りを求める声が上がっています。

ボランティアの育成と介護保険事業の充実

住民ニーズ調査の中には、有償ボランティアをつのってヘルパーができないサービスをして欲しい、ボランティアで屋根の雪下ろしや除雪をして欲しい、ボランティアの確保が困難なので斡旋して欲しいなどのニーズも上がってきています。また、ボランティアの方達も高齢になり活動を休止される方もおられ、若い方達のボランティア育成などボランティアセンターとしての役割も果たしていかなければなりません。

また、今回の住民ニーズ調査の中で、ヘルパーが人員不足で訪問してもらえない、ヘルパーの訪問時間を延長してゆっくりケアして欲しい、ヘルパーの夜勤を増やして欲しいなど、訪問介護事業に対する要望や、遠隔地であっても身近にサービスを利用したい、訪問入浴の回数を増やして欲しいなど、介護保険事業に関しても数多くの希望が上がっています。

しかし、町全体で慢性的に介護職や看護師が不足しており、介護認定者数が増加し、多様化するニーズに対応出来ていません。今後は行政や各関係機関とも連携を取り受け皿を広げ、住民のニーズに応えていけるような体制作りが必要です。

■地区別の課題や思い

各地区の福祉課題

各集落計画のヒアリングに参加してみなさんの「声」を集めました!!

私たちの若狭町には８つの地区がありますが、地区ごとにそれぞれ特徴があり、起こりうる課題も違います。

そこで、今回の第２次地域福祉活動計画策定にあたり、より多くの住民の方々のご意見や考え方を計画づくりに反映させるために、各集落計画におけるヒアリングに参加しました。

そのヒアリングの中で、「みなさんが日常の生活の中で、どのような問題等を感じますか？」という生の声を聞き、それらの声（課題）を地区別に項目ごとにまとめました。

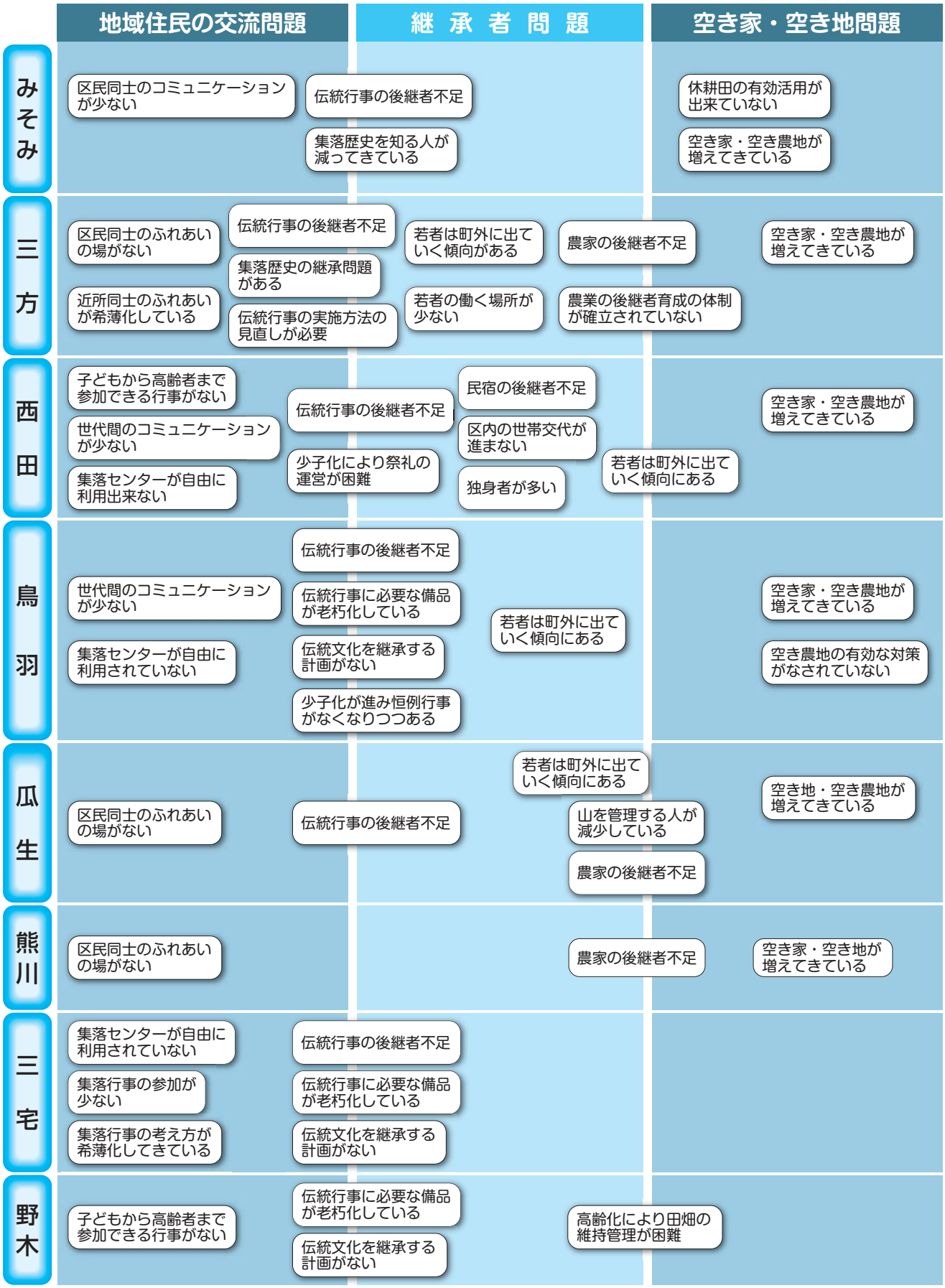
地域住民の交流問題
継 承 者 問 題
空き家・空き地問題
みそみ
区民同士のコミュニケーションが少ない
伝統行事の後継者不足
集落歴史を知る人が減ってきている
休耕田の有効活用が出来ていない
空き家・空き農地が増えてきている
三方
区民同士のふれあいの場がない
伝統行事の後継者不足
集落歴史の継承問題がある
近所同士のふれあいが希薄化している
伝統行事の実施方法の見直しが必要
若者は町外に出ていく傾向がある
若者の働く場所が少ない
農家の後継者不足
農業の後継者育成の体制が確立されていない
空き家・空き農地が増えてきている
西田
子どもから高齢者まで参加できる行事がない
世代間のコミュニケーションが少ない
集落センターが自由に利用出来ない
伝統行事の後継者不足
少子化により祭礼の運営が困難
民宿の後継者不足
区内の世帯交代が進まない
独身者が多い
若者は町外に出ていく傾向にある
空き家・空き農地が増えてきている
鳥羽
世代間のコミュニケーションが少ない
集落センターが自由に利用されていない
伝統行事の後継者不足
伝統行事に必要な備品が老朽化している
伝統文化を継承する計画がない
少子化が進み恒例行事がなくなりつつある
若者は町外に出ていく傾向にある
空き家・空き農地が増えてきている
空き農地の有効な対策がなされていない
瓜生
区民同士のふれあいの場がない
伝統行事の後継者不足
若者は町外に出ていく傾向にある
山を管理する人が減少している
農家の後継者不足
空き地・空き農地が増えてきている
熊川
区民同士のふれあいの場がない
農家の後継者不足
空き家・空き地が増えてきている
三宅
集落センターが自由に利用されていない
集落行事の参加が少ない
集落行事の考え方が希薄化してきている
伝統行事の後継者不足
伝統行事に必要な備品が老朽化している
伝統文化を継承する計画がない
野木
子どもから高齢者まで参加できる行事がない
伝統行事に必要な備品が老朽化している
伝統文化を継承する計画がない
高齢化により田畑の維持管理が困難

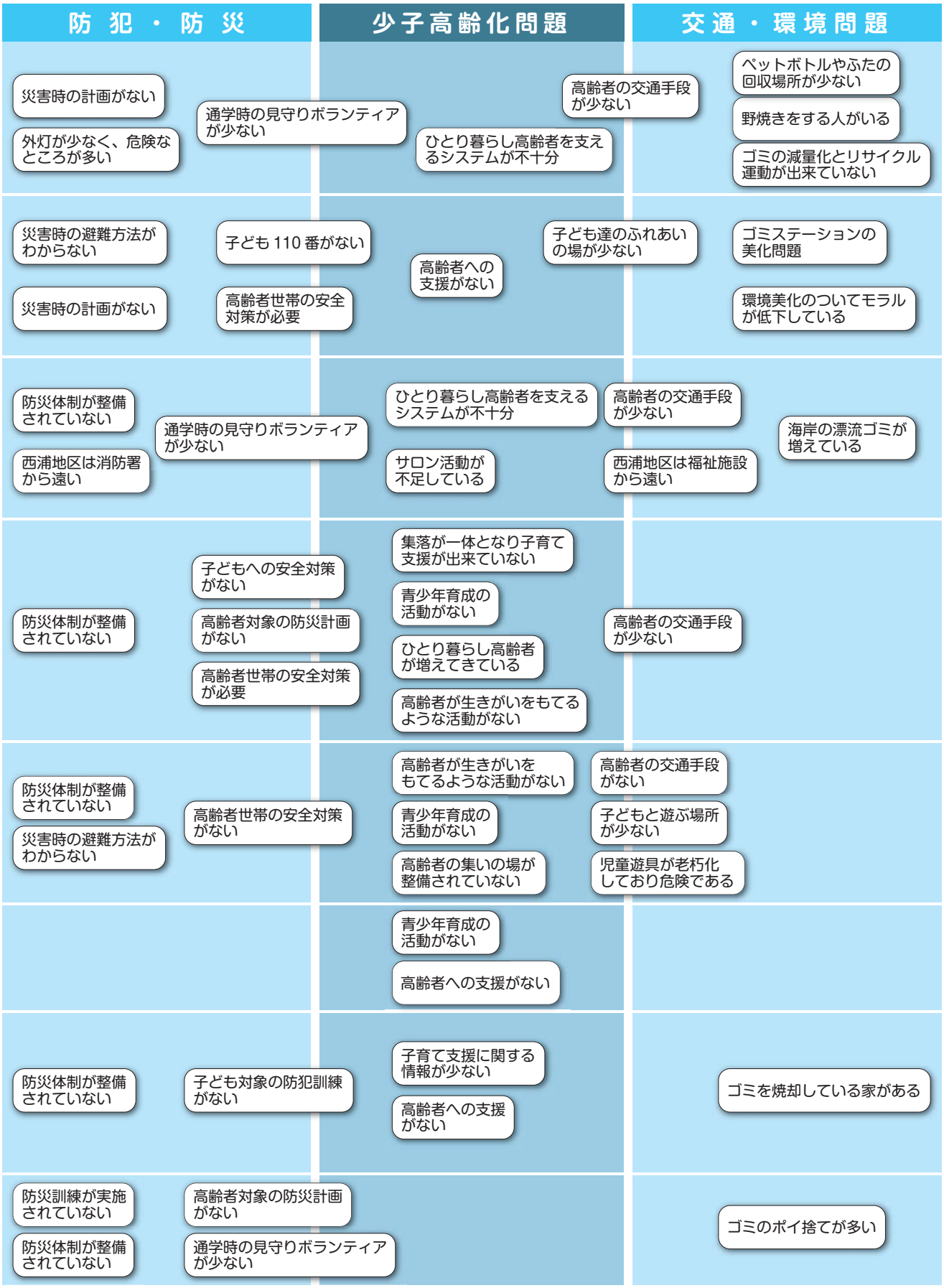
防犯・防災
少子高齢化問題
交通・環境問題
災害時の計画がない
外灯が少なく、危険なところが多い
通学時の見守りボランティアが少ない
ひとり暮らし高齢者を支えるシステムが不十分
高齢者の交通手段が少ない
ペットボトルやふたの回収場所が少ない
野焼きをする人がいる
ゴミの減量化とリサイクル運動が出来ていない
災害時の避難方法がわからない
災害時の計画がない
子ども 110 番がない
高齢者世帯の安全対策が必要
高齢者への支援がない
子ども達のふれあいの場が少ない
ゴミステーションの美化問題
環境美化のついてモラルが低下している
防災体制が整備されていない
西浦地区は消防署から遠い
通学時の見守りボランティアが少ない
ひとり暮らし高齢者を支えるシステムが不十分
サロン活動が不足している
高齢者の交通手段が少ない
西浦地区は福祉施設から遠い
海岸の漂流ゴミが増えている
防災体制が整備されていない
子どもへの安全対策がない
高齢者対象の防災計画がない
高齢者世帯の安全対策が必要
集落が一体となり子育て支援が出来ていない
青少年育成の活動がない
ひとり暮らし高齢者が増えてきている
高齢者が生きがいをもてるような活動がない
高齢者の交通手段が少ない
防災体制が整備されていない
災害時の避難方法がわからない
高齢者世帯の安全対策がない
高齢者が生きがいをもてるような活動がない
青少年育成の活動がない
高齢者の集いの場が整備されていない
高齢者の交通手段がない
子どもと遊ぶ場所が少ない
児童遊具が老朽化しており危険である
青少年育成の活動がない
高齢者への支援がない
防災体制が整備されていない
子ども対象の防犯訓練がない
子育て支援に関する情報が少ない
高齢者への支援がない
ゴミを焼却している家がある
防災訓練が実施されていない
防災体制が整備されていない
高齢者対象の防災計画がない
通学時の見守りボランティアが少ない
ゴミのポイ捨てが多い

3 1 次計画評価

- 1 次計画で取り組んできたこと
  および評価の実施
- 1 次計画の評価結果
- 成果および課題・考察

１次計画評価

１次計画で取り組んできたこと及び評価の実施

若狭町社協では、平成20年度から平成22年度にわたり、“みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域（まち）づくり”を基本理念に、５つの基本目標をたてて取り組みを実践してきました。

１次計画の最終年度にあたる平成22年度については、計画に掲げた取り組みの実施状況の点検・評価作業と基本目標の達成度について検討を行いました。

これまでの達成状況について取り組みの総点検を行い、見直し・改善が図られた結果、１次計画の基本理念“みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域（まち）づくり”が２次計画に継承されることになりました。

１次計画に基づき実施した取り組み

基本目標１
住民相互による集落助け合いの充実

- ●家族間コミュニケーションの充実
- ●世代間交流の促進
- ●ふれあいサロン推進事業
- ●パレア若狭リラクゼーション事業

基本目標２
ボランティア活動等福祉意識の向上

- ●「ボランティアの日」の制定
- ●各学校と福祉協力校連絡会の設置
- ●ボランティアセンターの運営
- ●ボランティアの推進
- ●福祉協力校事業

基本目標３
福祉交通体系の強化

- ●ボランティアによる送迎サービスの検討
- ●福祉交通体系の検討
- ●外出支援事業
- ●ふれあいサロンバス事業

基本目標４
介護保険事業等介護サービス利用促進

- ●福祉施設現場への受入支援
- ●福祉制度や介護サービスに関する情報提供
- ●生活支援ハウス事業
- ●各種介護保険事業
- ●五湖の郷の運営

基本目標５
要援護者及び福祉団体への支援

- ●障がい者やひとり暮らし高齢者への安否確認
- ●各種団体への支援
- ●食の自立支援事業・まごころ給食事業
- ●総合相談事業
- ●共同募金事業の推進
- ●小口貸付事業
- ●各種介護保険事業

1次計画の評価結果

評価方法

1次計画の基本理念がどの程度達成できたかを評価するために、5つの基本目標の達成度を評価しました。評価方法の詳細は以下の通りです。

① 取り組みごとの評価

基本目標の評価については、基本目標ごとに掲げた取り組み（全25項目）それぞれについて、実施状況を下記の5段階で評価するため、実際に取り組んだ具体的内容ごとに評価対象（外部・内部）を定めアンケート等で評価いただきました。それを集計して意見をまとめることで、取り組みごとの評価としました。

② 基本目標の評価

取り組みごとの評価点を基本目標ごとに合計して、項目数で割ったものを各基本目標の「達成度」として示すとともに、基本目標ごとの課題考察としてまとめました。

③ 1次計画の評価

基本目標ごとの評価点および成果課題等から基本目標の総合評価点を算定しました。

（評価に使用した様式等については、84～86ページ参照）

A…「大いに成果を上げた」	・「達成できた」	90%前後	→ 5点
B…「一定の成果を上げた」	・「ある程度達成できた」	70%前後	→ 4点
C…「半分程度成果を上げた」	・「半分程度達成できた」	50%前後	→ 3点
D…「少し成果を上げた」	・「少し達成できた」	30%前後	→ 2点
E…「ほとんど成果があがらなかった」	・「ほとんど達成できなかった」	10%未満	→ 1点

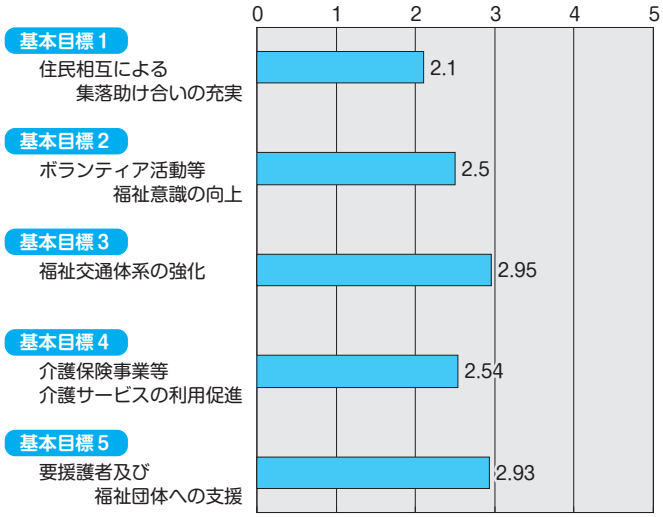

1次計画総合評価点　2.6

5つの基本目標がそれぞれバランスよく5点に近づくことで、1次計画の基本理念である「みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域（まち）づくり」に、より近づいていくことになります。

今回の評価では、全体的にどの基本目標もまだまだ達成度が低いということを示した結果となりました。

■成果および課題、考察

■基本目標１……住民相互による集落助け合いの充実

- 地域福祉活動の原点として、日常生活でも身近な活動であり、小地域内での助け合いに重点をおいた取り組みを計画しましたが、家族間のコミュニケーションを密にしていくことが十分できませんでした。
- 集落内の助け合い活動として小地域福祉活動を推進し、成果の上がった集落もあり、今後とも継続していくことが必要だと感じました。
- ふれあいサロン事業は、外出サロンについて、送迎車両の運行時間拡充を望む声が多かったです。

■基本目標２……ボランティア活動等福祉意識の向上

- 平成21年度からボランティアの日を制定していますが、さらに啓蒙活動を続けて認知度を高めることが必要です。住民が日常生活の中で「ちょっとしたボランティア」から取り組んでもらえるような活動の普及や推進が図れず、身近な活動となっていません。
- 福祉教育の中で、ボランティアを身近な存在として捉えてもらえるよう各学校との連携を深めており、今後も継続する必要があります。

■基本目標３……福祉交通体系の強化

- 上中地域におけるふれあいサロンバスは定着しており、利用者の満足度は高いですが、ルートや運行時間、運行日に対する要望もあります。交通手段の確保が困難な住民の中には、外出支援サービス事業だけでは、利用ができない方がいて住民のニーズに十分に応えられない状況です。
- 地域の中での支え合いを通じて、課題が少しでも解消していくよう働きかけを実施していく必要がありますが、他人を乗せての送迎には抵抗を感じる方が多いようです。また交通手段の確保を望む高齢者や障がい者等のニーズは非常に高いです。

■基本目標４……介護保険事業等介護サービスの利用促進

- 介護は避けて通れない現状の中で、もっと身近に感じてもらえるよう、介護サービスの役割や価値を十分理解されることを目指していますが、情報提供の不足などで住民全体には十分理解されていない現状です。
- 介護サービスの提供が必要な方や、今後必要性のある方についても、介護について理解が深まるような活動の普及推進が必要となっています。
- 介護保険制度や自立支援制度については、少しずつ住民に浸透してきているように感じますが、その効果については、十分に発揮されておらず、利用促進が図れていない現状もあります。同時に利用を受け入れるためのサービス事業所やマンパワーの不足も指摘され、今後の課題となっています。

■基本目標５……要援護者及び福祉団体への支援

- 地域における安否確認については、日常生活の中での自然な見守り体制を築こうと、日頃から地域を巡回している方を中心に実施されていますが、広くつなぎあわせて情報を伝えていくようなシステムとなっていません。特に災害時緊急時の支援体制が不十分となっています。今後は、地域のネットワークを結び付ける役割を担っていくことが必要となってきます。
- 住民が、タテ、ヨコ、ナナメの関係性を活かして、社会資源を有効に活用し、幅広い支援体制を構築できるような基盤づくりを支援する体制が十分できていません。
- 福祉団体に対しては連携を取り、自立した活動となるような支援をしています。要介護者に対しては介護サービスをはじめ、さまざまなサービスについて事業体制づくりを行い、ニーズにあった運営を行うことにより一定の成果を上げていると思われます。しかし、いずれもさまざまな社会資源を模索・活用した支援体制が十分整っていない状況となっています。

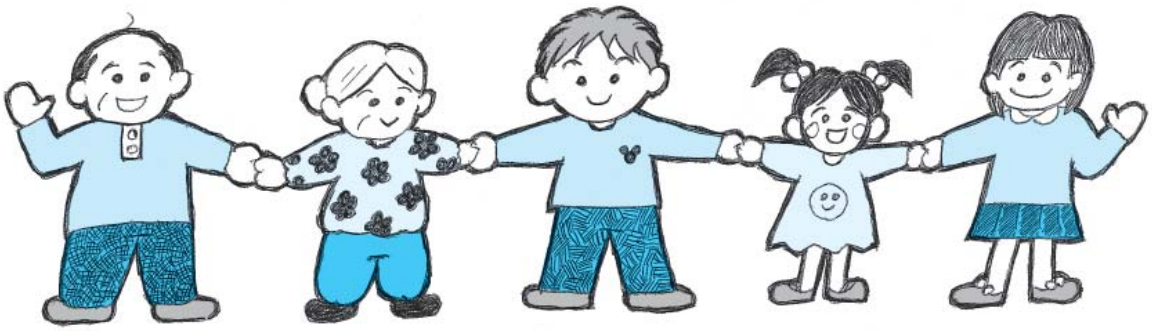

4 実施計画

- 計画について解説
- 各取り組みの内容

実施計画

■計画についての解説

実施計画では、４つの基本目標を達成するために、15項目の取り組み内容を描いています。

ここでは、冒頭の『計画の性格』にもあるとおり住民主体の活動を実践するための計画として、その解決に向けた具体的な取り組みと、公私の関係機関・団体等の役割を記載しています。

次頁からは､取り組み内容ごとに現状と課題をふまえた「ねらいと目標」や「具体的な取り組み」として整理しています。「具体的な取り組み」の中では、「期待される役割」として取り組みを達成するために担っていただきたい役割を主体ごとに記載しています。また、「社協が取り組んでいくこと」には、社協に期待される役割を実現するために、本計画策定時点で計画している事業およびその事業内容が掲載されているページ番号を記載しています。

基本目標１　確かでわかりやすい情報を伝える

取り組み① 新たな発信と伝達手段への取り組み

■現状と課題

日常生活においてさまざまな情報があふれているように見えますが、いざとなると有効な情報が少なかったり、情報を取得する手段が分からなかったりするという課題があります。

■ねらいと目標

人それぞれ、また時と場合により必要とする情報はさまざまであり、その情報を的確に伝えるためには、今まで以上に幅広く情報を取得してもらえるような、新たな発信方法と伝達手段を模索していく必要があります。

■具体的な取り組み

- 公用車を活用した情報の発信
- 有線放送などメディアの有効活用
- 住民が集う場等へ出向いての情報提供

期待される役割

主　体	役　割
一　般　住　民	• 住民同士が互いに情報の共有
自治会、民生委員 児童委員、福祉委員	• 住民が求める情報の提供窓口
福 祉 関 連 機 関	• それぞれの機関が持つ情報の共有
行　　政	• 対象者に応じた効果的な情報の発信
社 会 福 祉 協 議 会	• 対象者に応じた効果的な情報の発信 • 各種研修会、懇談会等での情報提供

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 広報活動　(44ページ) • 福祉関連機関懇談会 (44ページ)

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公用車を活用した情報の発信 準備期間	→	→	→	→
有線放送などメディアの有効活用	→	→	→	→
住民が集う場等へ出向いての情報提供	→	→	→	→

基本目標１　確かでわかりやすい情報を伝える

取り組み② 広報活動の見直し

■現状と課題

私たちの生活のなかには、さまざまな分野において多様な情報であふれています。しかし、その全てが有益なものとはいえず正しいものもあれば、正しく伝わらないものや、信用できないものもあり複雑化しています。若狭町でも行政や社協、福祉関連施設などからの情報がたくさん発信されていますが、専門的で分かりにくかったり、知りたい情報につながらないという状況があります。

■ねらいと目標

既存の情報発信内容の見直し、検討をするとともに、住民が今、どのような情報をのぞんでいるのか、ニーズに即した改善を目指します。

■具体的な取り組み

- 正しく的確な情報が伝わるよう社協だよりの有効活用の検討
- 分かりやすい福祉関連情報の提供

期待される役割

主　体	役　割
一　般　住　民	• 発信する情報提供等の有効活用と理解・協力 • 広報誌作成における情報提供
自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア	• 各集落において福祉関連機関が実施するイベント等のPR活動
医　療　機　関・福　祉　施　設	• 情報提供が必要な場合における連携 • 分かりやすい福祉関連情報の提供
行　政	• 情報提供が必要な場合における連携
社会福祉協議会	• 社協だよりの内容見直し • 各種パンフレットの見直し

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 社協だより　（44ページ）

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
正しく的確な情報が伝わるよう社協だよりの有効活用の検討 →				
分かりやすい福祉関連情報の提供 →				

基本目標２　助け合い共生しあう地域を育てる

取り組み① 身近な支え合い体制の推進

■現状と課題

核家族化による家族内での支え合いの不足や、ご近所づきあいの希薄化により、特に高齢者や子ども、障がい者にとっては日々の生活の中で孤独や不安、買い物や通院のための移動手段、ゴミ出しなどの課題があふれています。また、世代を超えた交流も集落の祭礼等を除いては減少している傾向にあり、世代の違う住民の交流も希薄化しています。

■ねらいと目標

集落（小地域）の中で、世代間を含めた住民のつながりを強めることで、気兼ねなく支え合える環境づくりや、生活の中で抱えている課題を集落の課題として解決していく仕組みづくりを目指します。

■具体的な取り組み

- 世代を超えたご近所づきあいの強化
- 要援護者の困りごと（ゴミ問題、移動など）を解決するシステムづくり

期待される役割

主　体	役　　割
一　般　住　民	• ご近所内でのあいさつや声かけ • 日常生活の中で可能な支え合い等の取り組み
自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア	• 個人の課題を集落の課題として解決していくための体制づくり • 集落の中で発生している生活課題の情報収集 • 集落内の支え合い活動の実践
福祉関連機関	• 集落内の支え合い活動に、各専門分野からの協力や支援
行　　政	• 住民主体のまちづくりの推進と支援 • 集落内の支え合い活動への協力や支援 • 集落内だけでは解決できない課題への対応
社会福祉協議会	• 集落内の支え合い体制づくりの推進と支援 • 要援護者の困りごとを解決するシステムづくりへの協力と研究 • 集落内の支え合い活動への協力や支援 • 集落内だけでは解決できない課題への対応

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 小地域福祉活動推進セミナー (48ページ) • 小地域福祉活動推進モデル事業 (48ページ) • 共同募金地域助成金事業「地域を良くするプロジェクト」 (48ページ)

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
世代を超えたご近所づきあいの強化 →				
要援護者の困りごとを解決するシステムづくり →				

基本目標２　助け合い共生しあう地域を育てる

取り組み② 安心して子育てできる環境づくり

■現状と課題

核家族化や共働き世帯の増加、少子化などにより、子どもを取り巻く環境が悪化しているように感じます。また、全国各地で子どもが巻き込まれる犯罪などが後を絶ちません。さらに町内でも*気がかりな子が増えているという現状や放課後児童クラブ、病気時の保育の充実を望む声があります。次世代を担う地域の宝を、地域全体で守り育てる環境が必要となっていますが、小学校の登下校時の見守り隊活動などにより犯罪等を未然に防ぐ活動が成果をあげているものの、人間関係が希薄になりつつある現代にあって、安心して子育てできる体制づくりが十分ではありません。

■ねらいと目標

地域全体で守り育てるという住民意識の高揚を図り、安心安全な子育てが可能となるような環境づくりを目指します。そのために、顔なじみの関係をつくることが大切になってくると考えられるためまずは世代間交流に取り組みます。

■具体的な取り組み

- 世代間交流等を通じた顔なじみの関係づくり
- 放課後児童クラブの実施
- 病児・病後児保育の充実に向けた検討

期待される役割

主　体	役　割
一　般　住　民	• 世代間交流等への積極的な参加
自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア	• 世代間交流等実施に向けた体制づくり
関　連　機　関	• 放課後児童クラブの実施 • 病児・病後児保育の充実に向けた検討
行　政	• 放課後児童クラブの実施 • 病児・病後児保育の充実に向けた検討
社会福祉協議会	• 世代間交流の推進

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 障がい者デイサービス事業（*日中一時支援事業） （66ページ） • 小地域福祉活動推進モデル事業 （48ページ） • ふれあいサロン推進事業 （49ページ）

年次計画

*気がかりな子：保育所（園）、幼稚園、学校で集団行動が苦手な子ども達のこと。
*日中一時支援事業：障がいのある人の日中における活動の場を確保することにより、障がいのある人の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とした事業。

基本目標２　助け合い共生しあう地域を育てる

取り組み③ 地域で集える場づくりの支援

■現状と課題

自由に外出することが困難な高齢者や、人と交流する機会が少ない高齢者が増えてきており、寝たきり予防対策や安否確認が必要となってきています。高齢者が集う場としてサロン活動が実施されていますが、限られた開催回数や開催場所であるため、課題解決には至っていません。また、家を引き継ぐ次世代が減少し、空き家等が増加しており、防犯面や環境面等において不安が多く存在しています。

■ねらいと目標

生きがいを持って日々の生活を送ることは、寝たきり予防や認知症予防につながります。また、高齢者同士がつながりを持つことや、世代を超えた交流により安否を確認することができます。お互いの交流を図るため、空き家や地域のなかで気軽に集まる場所を活用し、集いや憩いの場を提供していく必要があります。

■具体的な取り組み

- 交流の機会として集いの開催を支援
- 空き家を活用した*世代間交流の可能性を検討

期待される役割

主　体	役　　割
一　般　住　民	• 集いや憩いの場での交流に対する理解、推進
自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア	• 集いや憩いの場での交流に対する支援
関連機関（老人会、女性の会、子ども会等）、	• 集いや憩いの場での交流に対する支援
行　　政	• 円滑なサロン活動展開への支援 • 休耕田、空き家の福祉的利活用について検討 • 空き家の情報提供と活用支援
社会福祉協議会	• 集いの開催の推進 • 空き家の福祉的利活用について検討

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 小規模多機能型居宅介護事業 (76ページ) • ふれあいサロン推進事業 (49ページ)

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
交流の機会として集いの開催を支援 →				
空き家を活用した*世代間交流の可能性を検討 →				

*世代間交流：異世代が相互に協力し合い、世代の持つ力を伝え合う活動のこと。

基本目標３　みんなの思い、やさしさをつなぐ

取り組み① 人と人との出会いの支援

■現状と課題

仕事や結婚に対する男女間における価値観の相違が明確になりつつある中で、出会い交流する機会も少なくなっていることもあり、生活の基盤となる家族の形成が困難な現状があります。

■ねらいと目標

家族の大切さや必要性について広く伝えると共に、結婚に関する情報提供や出会える機会づくりに取り組む必要があります。

■具体的な取り組み

- 企業や地域における、婚活に対する理解と協力の促進
- さまざまなネットワークを活用した情報収集と情報提供

期待される役割

主　体	役　　割
一　般　住　民	• 出会い、交流、婚活に関する情報提供と理解
自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア	• 出会い、交流、婚活に関する情報提供と理解
各　　職　　場	• 交流の理解と促進
行　　政	• 出会い、交流、婚活に関する情報提供 • 各職場や地域間における連絡調整や情報提供
関　連　機　関 (*婦人福祉協議会)	• 出会い、交流、婚活に関する情報提供や出会いの場づくり • 各職場や地域間における連絡調整や情報提供
社会福祉協議会	• 各職場や地域間における連絡調整や情報提供への支援

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 福祉委員活動　（49ページ）

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
企業や地域における、婚活に対する理解と協力の促進				
さまざまなネットワークを活用した情報収集と情報提供				

*婦人福祉協議会：全国で福井県にしかない団体で、昭和35年に婦人の保護・福祉を目的として制定された団体。主な活動として、結婚相談・地域福祉活動などがある。

基本目標３　みんなの思い、やさしさをつなぐ

取り組み② ボランティアセンターの機能強化

■現状と課題

若狭町では、福祉施設におけるボランティア活動は活発ではあるものの、除雪ボランティア、障がい者の見守りボランティアなど、不足している分野もあります。また、ボランティアセンターそのものの認知度も低く、センターの重要な部分であるコーディネートの役割が十分にできていないのが現状です。

■ねらいと目標

ボランティアセンターのPRを強化するとともに、どの分野においても、スムーズにコーディネートできる体制づくりをすすめていきます。

■具体的な取り組み

- メディア、広報誌でのボランティア情報提供強化
- 新たなボランティアの発掘
- ボランティアコーディネートの機能強化

期待される役割

主　体	役　　割
一　般　住　民	• ボランティア活動への参加（できるときに、できる場所で、できることをする） • ボランティア人材情報の提供
自治会、民生委員児童委員、福祉委員	• ボランティア活動への参加（できるときに、できる場所で、できることをする） • ボランティア情報の提供
関　連　機　関	• ボランティア募集情報の提供 • ボランティアの積極的な受入支援
行　　政	• メディア、広報誌等でのボランティア情報の提供
社会福祉協議会	• ボランティアセンターとの連携によるボランティアの育成、充実 • ボランティアセンターのPR強化 • ボランティア登録者名簿整理 • ボランティア情報の集約と提供 • ボランティアコーディネート機能強化に向けた取り組み

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• ボランティアセンター運営事業 （52ページ）

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
メディア、広報誌でのボランティア情報提供強化				
新たなボランティアの発掘				
ボランティアコーディネートの機能強化				
準備期間				

基本目標３　みんなの思い、やさしさをつなぐ

取り組み③　障がい者就労支援ネットワークの強化

■現状と課題

特別支援学校を卒業後、働きたくても働けない現状があり、主に福祉事業所を利用しています。最低限度の生活が保障されるには程遠く、親亡き後をどのような生活設計にするのか、所得保障を含めて、行政や企業等と協働して、障がい者を取り巻く環境（ネットワーク等）を充実させることが重要です。

また、精神障がい者の方が就労するには、就労環境ほか、従業者の理解が必要不可欠ですが、障がいがなくても就職先が少ない経済情勢の中で、さらに厳しい状況となっています。

その他にも就職ができず、長期にわたって社会参加できない等のいわゆる「ひきこもり」になる人の数も年々増加傾向にあります。その中には、うつ病やパニック障害、発達障害などの病気や障害によるものも多く、支援を考える必要があります。

自立支援法をはじめ、障害者雇用促進法等の法律や制度も改正されているのですが、今後もますますの啓発活動が必要であると言えます。

■ねらいと目標

企業や就労支援事業所等における就労場所の確保に努めるとともに、みんなが障がい者雇用について理解を深められるよう啓発活動を積極的に行っていきます。

■具体的な取り組み

- 就労、雇用の場の誘致協力
- 情報収集と情報提供

期待される役割

主　体	役　割
一　般　住　民	障がい者雇用に関する理解と協力
関　連　機　関	情報提供における連携協力
特別支援学校	福祉施設、企業との密な連携
企　業	障がい者雇用の理解と協力
行　政	情報提供、就労の場の支援
社会福祉協議会	就労のための環境づくりの支援

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 広報活動　（44ページ）

年次計画

基本目標３　みんなの思い、やさしさをつなぐ

取り組み④　地域の社会資源を活かしたネットワークづくり

■現状と課題

生活様式の多様化により、地域のなかで*社会的弱者が安心安全な生活を送ることが多少困難になっています。特にひとり暮らし高齢者等にとっては、悪質訪問販売や詐欺等の被害にあうケースが増加しており、日常生活に不安を感じています。また、地震、風水害、降雪等自然災害や、火災などの緊急時の対応についても支えが必要な状況です。

■ねらいと目標

安心安全な生活を送るには、地域での助け合いが大切となってきます。各関係機関や*社会資源を活用し、連携を深めながら見守り体制の充実を図ります。

■具体的な取り組み

• 社会資源の掘り起こしとネットワークづくりに向けた準備、実践

期待される役割

主　体	役　割
一　般　住　民	• 支援が必要な隣近所への声かけ
自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア、老人家庭相談員	• 社会資源の情報提供と連携促進 • 福祉マップ
関連機関（郵便局、各種検針員等）	• 社会資源の情報提供と連携促進
行　政	• 消費者相談支援や防災意識の高揚推進
社会福祉協議会	• ネットワークづくりに向けた準備

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 小地域福祉活動推進モデル事業 (48ページ) • 小地域福祉活動推進セミナー (48ページ)

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
社会資源の掘り起こしとネットワークづくりに向けた準備、実践 →				

*社会的弱者：身体、健康、学歴、年齢、生活形態、社会的スキルの有無によりその発言力が限定され、生活上の利便を図ることも難しく、他の人々に比べて生活の質が著しく不利で傷つきやすい立場におかれている人々のこと。
*社会資源：利用者要求の充足や問題解決のために効率的に利用するさまざまな有形、無形の人的・物的・制度的資源のすべて。

基本目標４　充実した生活を支える

取り組み① 障がい者雇用についての理解、促進

■現状と課題

障害者雇用促進法での法定雇用率は1.8%と制定され、全国的には1.68%、福井県内で2.25%の実雇用状況となっていますが、特別支援学校等の卒業後の進路は、福祉事業所を利用することが多くなっています。近年の経済情勢も影響し、その製品や商品の販路拡大が困難なため、平成16年に地方自治法の改正で、地方公共団体等では、優先的に就労支援事業所での物品購入や役務提供に関する*随意契約ができるようになりました。しかし、利益率の低い受託業務を多く実施している就労支援事業所では、利用者の工賃が月額1万円～3万円程度であり、障害基礎年金と合わせても、親亡き後の安定した生活が送れるまでの所得には至っておりません。

■ねらいと目標

障がい者が自立して生活するには、地域や企業の障がい者に対する理解を深めて、安定した収入を確保する必要があります。就労支援事業所等で生産された物品の積極的な購入や役務提供に関する契約ができるように企業や関係団体等に協力を呼びかける必要があります。

■具体的な取り組み

- 就労支援事業所等で生産された物品の購入協力と販売促進
- 障がい者に対する理解促進のための情報提供

期待される役割

主　体	役　　割
一　般　住　民	• 障がい者支援に対する理解と協力
ボ ラ ン テ ィ ア	• *日中活動への支援
自治会、民生委員児童委員、福祉委員	• 障がい者支援に対する理解と協力
福 祉 関 連 機 関	• 障がい者雇用に関する情報提供の協力 • 物品購入や業務委託等による協力
行　　政	• 障がい者雇用に関する情報提供の協力 • 物品購入や業務委託等による協力
社会福祉協議会	• 物品購入や業務委託等による協力 • 障がい者支援に対する理解と協力

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 共同募金助成金事業（障がい者交流会）　(50ページ) • 広報活動　(44ページ)

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
就労支援事業所等で生産された物品の購入協力と販売促進 →				
障がい者に対する理解促進のための情報提供 →				

*随意契約：国、地方公共団体などが競争入札によらずに任意で決定した相手と契約を結ぶこと。
*日中活動：自立支援法において、就労支援事業や生活介護事業など昼間の活動のこと。

基本目標４　充実した生活を支える

取り組み② 充実した送迎体制の検討

■現状と課題

公共交通機関の確保が難しい地域的な状況から、特に車の運転が困難な高齢者や障がい者にとっては、生活する上での移動方法が大きな課題となっています。そういった課題への公共のサービスとして*コミュニティバス（サロンバス）や高齢者を対象としたタクシー券、公共交通機関の利用が極めて困難な高齢者、障がい者を対象とした外出支援サービスなどがありますが、特定の人への特定の用途や行き先、特定の人のみのサービスとなっており、生活全体を支えることができていません。

■ねらいと目標

交通弱者の移動手段確保は、家族や地域住民の支え合いも含めた町全体の支え合いが不可欠です。この取り組みでは、公共のサービスについて、ニーズに合わせた柔軟な対応ができるよう検討を行うと共に、地域住民の支え合いを支援する新たな仕組みづくりを目指します。

■具体的な取り組み

- コミュニティバス（サロンバス）のニーズに合わせた柔軟な対応
- 外出支援サービスの事業見直し
- 福祉車両や福祉用具の貸出しなど、住民の支え合いによる送迎に必要なサービスの検討

期待される役割

主　体	役　　割
一　般　住　民	• 日常生活の中での可能な支え合い
自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア	• 地域の中での支え合いによる送迎体制の検討 • 公共サービスへのニーズ等の情報収集と連絡
民　間　サ　ー　ビス　事　業　者	• 福祉車両の導入等も含めた利用しやすい体制の検討
行　　政	• 柔軟に対応できる移送サービスの検討 • 利用者視点の効率的なバス運行の検討
社会福祉協議会	• 各サービスについてのニーズ把握と検討 • 住民の支え合いによる送迎に必要なサービスの検討

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 小地域福祉活動推進セミナー (48ページ) • 小地域福祉活動推進モデル事業 (48ページ) • 外出支援サービス事業 (50ページ) • サロンバス運営事業 (50ページ)

年次計画

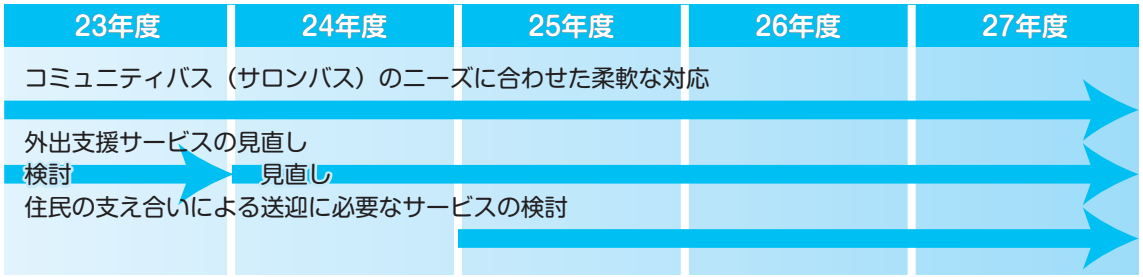

*コミュニティバス（サロンバス）：地域共同体もしくは自治体が住民の移動手段を確保するため運行するバス。

基本目標４　充実した生活を支える

取り組み③　安心安全な食の提供

■現状と課題

隣近所の支え合いや、食材の貸し借り、普段の食事のやり取り等が近年あまり見られなくなったことにより、食事の確保が困難な高齢者世帯等では、安心した食生活を送れないという課題があります。そういう方たちを支える事業として、食の自立支援やまごころ給食サービスなどありますが、課題を解決するまでには至っていません。

■ねらいと目標

今後とも増加傾向にある高齢者世帯等の食を少しでも支えるには、公的サービスだけでは十分ではないため、住民同士の支え合いや、民間のサービスを活用できる仕組み作りをすすめていく必要があります。

■具体的な取り組み

- 昼食だけでなく、朝、夕を含めた提供体制の検討
- 身近な地域での配食サービス提供に向けた検討

期待される役割

主　体	役　割
一　般　住　民	• 食事の確保が困難な隣近所への支援
ボ ラ ン テ ィ ア	• *配食ボランティア活動の呼びかけ
自治会、民生委員児童委員、福祉委員	• 食の確保が困難な高齢者世帯等の情報提供
食を提供する民間の事業所、団体	• 支援可能な取り組みの充実を図る
行　政	• 配食サービスの充実に向けた検討
社会福祉協議会	• 昼食だけでなく朝夕を含めた提供体制の検討 • 身近な地域での配食サービス提供体制づくり

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 食の自立支援事業 (58ページ) • まごころ給食事業 (58ページ)

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
昼食だけでなく、朝、夕を含めた提供体制の検討	→	→	→	→
身近な地域での配食サービス提供に向けた検討	→	→	→	→

*配食ボランティア：高齢者等に弁当を配るボランティア。

基本目標４　充実した生活を支える

取り組み④ 地域における医療・福祉の充実

■現状と課題

若狭町では、介護施設等の整備はおおむね進みつつありますが、医療現場では、医師、看護師等の不足による在宅における終末期医療、福祉現場では、在宅福祉を支える担い手不足による高齢者、障がい者福祉サービスへの対応が不十分な状況でもあります。医療・福祉の連携が整備されていない現状があり、今後の課題としては、地域での医療・福祉の個々の充実および、強固な医療・福祉の連携が求められています。また、身寄りのない方の送り（葬儀）などの新たな課題もでてきています。

■ねらいと目標

在宅にて支援を必要とされる方のニーズを出来る限りキャッチし、医療・福祉を充実させるとともに、それらを広くつなぎあわせる支援体制を検討していきます。

■具体的な取り組み

- 在宅における医療・福祉サービス提供体制の充実
- 医療・福祉が連携し幅広い支援体制の検討

期待される役割

主　体	役　　割
一　般　住　民	• 支援を必要とされる方の情報提供
自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア	• ニーズ等を集約し、行政等へ意見の訴えかけ
関　連　機　関	• 広く連携できる支援体制の検討 • サービス提供体制の充実
行　　政	• 医療・福祉サービス量に対応できる体制づくりの検討 • 広く連携できる支援体制の検討
社会福祉協議会	• 広く連携できる支援体制の検討 • サービス提供体制の充実 • 身寄りのない方の安価な葬儀の検討

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 介護保険事業 （61～65、67～71、73～77ページ） • 自立支援事業 （66～68、72ページ） • 葬祭事業　（60ページ）

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
在宅における医療、福祉サービス提供体制の充実				
医療、福祉が連携し幅広い支援体制の検討				

基本目標 4　充実した生活を支える

取り組み⑤ ふれあいサロン活動の推進

■現状と課題

高齢者など誰もが気軽につどい、地域の中で元気に暮らして行けるためにサロン活動が実施されています。今現在47（福祉課で把握しているふれあいサロンの数）のサロン団体が活動していますが、活動内容のマンネリ化や世話役の高齢化による後継者不足などの課題やサロン団体が外出したい時の送迎支援の要望があります。また、サロン活動がない集落もあり気軽に日中集える場所を求める要望も上がってきています。

■ねらいと目標

サロン活動を継続するための支援と新たなサロングループの立ち上げを支援し、また、住民のニーズに合うようなサロン送迎の検討、実施も行います。

■具体的な取り組み

- サロン団体間の情報交換や活動への支援
- 世話役の育成
- サロン送迎の検討、実施

期待される役割

主　体	役　　割
一　般　住　民	• サロン活動への参加呼びかけ • サロン活動への協力
民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア	• 住民に呼びかけ活動の支援 • サロン活動への協力
行　　政	• 円滑なサロン活動展開への支援
社会福祉協議会	• 円滑なサロン活動展開への支援

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 小地域福祉活動推進モデル事業 (48ページ) • ふれあいサロン推進事業 (49ページ) • ボランティアセンター運営事業 (52ページ)

年次計画

基本目標４　充実した生活を支える

取り組み⑥　地域に密着した新たなサービスへの取り組み

■現状と課題

急速にすすむ高齢化のなかで、たとえ認知症や要援護状態となっても、住み慣れた地域で家庭的な雰囲気のもと生活を継続したいという住民の願いとともに、施設についても認知症対応型の設置を望む住民の声があります。しかしながら現状は決して恵まれた環境にあるとはいえません。また、従前の大規模集約型の施設サービス中心では、高齢者自身のニーズに対応できなかったこともあり、身近な地域で生活を支えるといった国の施策が示されています。

■ねらいと目標

高齢者等が住み慣れた地域で家庭的な雰囲気のもとに、個々のニーズに応じたきめ細かなケアを受けながら、暮らし続けることができるよう支援することが必要とされます。また、福祉に関する窓口としての役割を兼ね備えた身近な拠点を整備することも求められています。

■具体的な取り組み

- 高齢者等が住み慣れた地域での生活が継続できるような環境づくり
- 福祉が身近な存在となるような拠点整備の推進

期待される役割

主　体	役　割
一　般　住　民	• *要援護者等に対する理解をより深める
自治会、民生委員児童委員、福祉委員、ボランティア	• 要援護者等の情報確認 • 空き家の福祉的利活用について検討
関　連　機　関	• 要援護者の情報確認 • 拠点の整備、推進
行　政	• 空き家等の情報提供と活用支援 • 地域密着型サービス事業の推進
社会福祉協議会	• 空き家の福祉的利活用 • 地域密着型サービス事業の推進

社協が取り組んでいくこと

社会福祉協議会 関連事業等
• 地域密着型特別養護老人ホーム運営事業 (73ページ) • *小規模多機能型居宅介護事業 (76ページ) • *認知症対応型グループホーム事業 (75ページ)

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
高齢者等が住み慣れた地域での生活が継続できるような環境づくり →				
福祉が身近な存在となるような拠点整備の推進 →				

*要援護者（要援護状態）：災害発生時などに、必要な情報を迅速かつ適確に判断したり、身を守るために安全な場所へ避難するなどの、一連の行動に対してハンディを負う人（その状態）。
*小規模多機能型居宅介護事業：平成18年４月に始まった地域密着型サービスのひとつで、事業所に登録した利用者に対して、通い、訪問、泊まりのサービスを24時間通じて提供する事業です。
*認知症対応型グループホーム事業：認知症対応型共同生活介護ともいい、入浴、排泄、食事などの介護など、日常生活上のお世話や機能訓練を受けるサービスで、認知症の方を対象にしています。

5 若狭町社会福祉協議会の取り組み
（発展強化計画）

- 若狭町社協の使命
- 若狭町社協がめざすもの（組織理念）
- 若狭町社協が住民のみなさんに約束したいこと（スローガン）
- 若狭町社協の行動規範
- 各部署５か年の方向性と新たな挑戦
- 若狭町社協としてより発展的にあるいは新しく取り組む内容
- 若狭町社協の体制
- 若狭町社協が実施する事業の現状と今後の取り組み
- 事業別の取り組み
- 職員体制強化計画と安定的な財政運営

社会福祉協議会の取り組み

■はじめに

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域たすけあい活動の実践や必要な福祉サービスを提供しながら、常に住民に期待される組織として、たゆみない努力と挑戦を続けることが不可欠となっています。

時代の変化とともに、地域における支え合いが徐々に衰退し、その影響は社会的に弱い人たちの日常生活を中心に広がってきています。

また、緊急時、災害時の安全確保にも支障が出始めています。

このような現実に対し、希望ある未来に向け“みんなが支え合い、すべての人が幸せを感じられる、心地よい地域（まち）づくり”を推し進めながら、今まで以上に社協の基盤を強固なものとしていく必要があると考えます。そこで、使命・理念・行動規範を掲げ、役職員の共通認識のもと、一丸となって社協経営に臨みたいと思います。

■若狭町社協の使命

理想のふくしを追求します

使命に込めた思い

理想とする“ふくしのまち”を探求し、創造することが非営利組織である社協の究極の使命であると考えます。

■若狭町社協がめざすもの（組織理念）

若狭町社協がこの計画でめざすものは、「子どもからお年寄りまで、みんなが助け合いや支え合いの風土を守り、住民みんなが自然と共生し、文化や歴史を感じながら、安心した生活が送れるまちづくり」です。

このめざすべき姿を「組織理念」としてあらわし、若狭町社協が今後の地域福祉活動を推進するうえでもっとも重要な指針として、職員一人ひとりが念頭におきながら、期待に応えられるよう日々の業務に全力で取り組んでいきます。

1．私たちは、地域と共に歩みます

2．私たちは、希望ある未来への礎となります

3．私たちは、信頼され愛され続けるためにたゆみない努力と挑戦を続けます

組織理念に込めた思い

地域福祉活動の原点は地域住民の参加にあります。若狭町社協は、その原点を見つめなおし、住民一人ひとりの力がつながり、大きな輪になるよう活動を支援していきます。そこには住民からの信頼は欠かすことができないと考え、身近な存在としていつでも寄り添いながら、温もりのあるサービスを届けます。また、常に若狭町社協は努力と挑戦を続け、地域福祉活動の推進に向けて妥協することなく将来展望を持ちながら前進し、しっかりとした足取りでふくしの土壌を築きます。

■若狭町社協が住民のみなさんに約束したいこと（スローガン）

若狭町社協では、日々の業務を遂行するうえで、住民のみなさんとお約束したいことをスローガンとして掲げています。“変える勇気と変えない勇気”を持ちつつ、若狭町社協が住民の声をひとつでもカタチにできるよう、日々努力していくことをお約束いたします。

若狭町社協のスローガン　声をかたちに

スローガンに込めた思い

声という無形のものをカタチにしていくこと。その“声”こそが住民の願いであり期待されていることであると私たちは考えています。それらに対しカタチ（結果）を残していきたいという社協の前向きな思いがそこにはあります。

地域福祉活動計画は、まさに住民の声をカタチにしていく取り組みだと私たちは考えています。

決して社協が中心になるのではなく、住民一人ひとりが真ん中で、自らが取り組めるような地域福祉活動を推進していくために、私たちは全力を尽くします。

■若狭町社協役職員の行動規範

1．あらゆる声を誠実に受けとめます。

どんな声にも真剣に耳を傾け、積極的な姿勢で臨みます。

1．変化を見逃さない鋭い感性を持ち続けます。

五感を働かせ敏感かつ柔軟に対応します。

1．自己研鑽に努めます。

自らを磨き成長させることに積極的に取り組みます。

1．優しい気持ちで接します。

いつも笑顔で思いやりのある接遇に努めます。

■５か年の方向性と新たな挑戦

平成17年４月に合併し若狭町社協が誕生してから６年が経過しました。その間新たな人の交流や社会資源によって既存のサービスの融合を図りながら、先駆的取組みを実施して社協の基盤強化に努めてきました。

今後ともめざす目標を明らかにしながら、以下のことを取り組む方向性とし、さらに飛躍していけるよう努力していきます。

１．住民同士がともに支え合う地域づくり

地域住民が互いに協力しあい、地域におけるさまざまな生活課題の解決を住民主体で取り組むことが、今後の地域づくりにおいて非常に大切になってくると考えています。若狭町社協では、そういった活動が集落を単位として取り組んでいただけるよう推進するとともに、将来的には地区単位でも活動の輪が広がるよう検討を重ねます。そして、その活動が単に社会的弱者だけではなく、地域での多様な生活課題に住民同士が自発的、積極的に取り組めるよう啓発をしていきます。

また、万が一災害が発生し救援活動が必要となった時、スムーズに行えるよう、町の防災計画に基づき住民参加の支援体制づくりを考えていきます。

２．福祉拠点の充実と福祉人材の育成

既存の３事業所に加え、地域に密着した小規模多機能型事業所を拠点として、福祉サービスの展開を目指していきます。また、福祉の担い手として人材の育成を図り安定したサービスの提供に努めていきます。

３．多様な福祉ニーズに対する高齢者、障がい者、子育ての支援

高齢者、障がい者に対して利用者本位のサービス提供に心がけ、できる限り個々のニーズに沿った事業を実施します。また、地域全体で子どもを守り育てる仕組みを考えていきます。

４．社協運営体制の強化

地域福祉を推進する団体として、住民から信頼される社協の運営体制強化を目指します。議決および執行機関である理事会、諮問機関である評議員会の機能の充実を図り、事業の円滑な推進に取り組みます。

■若狭町社協としてより発展的にあるいは新しく取り組む内容

- 広報活動（社協だより、各種パンフレット）の見直し《役割No.3，4》
- 福祉関連機関懇談会等での情報提供《役割No.2》
- 空き家の福祉的利活用について検討《役割No.11》
- 各職場や地域間における、婚活に対する連絡調整や情報提供への支援《役割No.12》
- 障がい者就労のための環境づくりの支援《役割No.18》
- 障がい者就労支援事業所等で生産された物品購入や、業務委託等による協力《役割No.20》
- 在宅における医療・福祉サービス提供体制の充実と、幅広い支援体制の検討《役割No.26》
- 合併10周年記念事業の開催

※役割Noは46ページ参照

■若狭町社協の体制

組織図

法人本部

- 評議員
- 会　長
  副会長
  理事 13 名
  （会長・副会長含む）
  - 監　事
- 事務局長
- 事務局次長
  - 法人運営事業
  - 企画管理事業
  - 地域福祉事業
  - 施設福祉事業

パレア若狭事業所

- 地域福祉事業
- 生活支援ハウス
- リラクゼーション施設
- 食事サービス事業
- デイサービスセンターパレア若狭
- 居宅介護支援事業所パレア若狭
- 小規模多機能ホームほたる熊川宿

いずみ事業所

- 地域福祉事業
- ホームヘルプサービスいずみ
- 訪問入浴介護事業所
- デイサービスセンターいずみ
- 訪問看護ステーション美方
- 葬祭事業

五湖の郷事業所

- 地域福祉事業
- 特別養護老人ホーム 五湖の郷
- 高齢者ショートステイ五湖の郷
- 認知症対応型グループホーム五湖の郷
- デイサービスセンター五湖の郷
- 障がい者ケアホーム五湖の郷
- 障がい者ショートステイ五湖の郷
- 障がい者デイサービスセンター五湖の郷
- 食事サービス事業

■若狭町社協が実施する事業の現状と今後の取り組み

社協発展強化計画では、地域福祉活動計画における社協の期待される役割（下図のとおり）を果たすために取り組む事業について、「現状と課題」、「目指す目標」、「具体的な取り組み」、「財源」、「年次計画」 を記載しています。

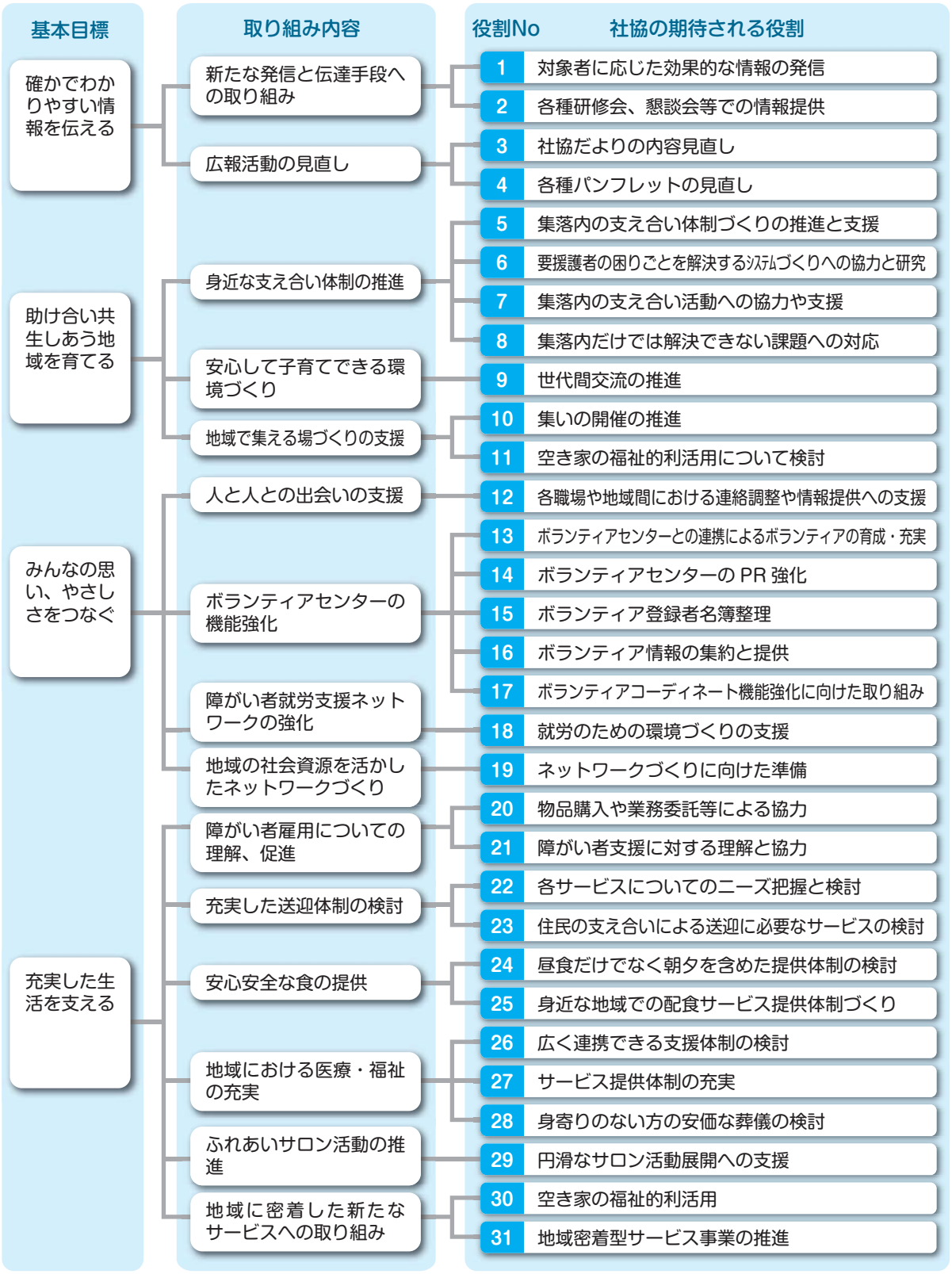

■事業別の取り組み

地域福祉事業

■現状と課題

住民の身近な課題に対応するために、地域福祉事業ではさまざまな事業を通しての地域福祉の推進や、外出支援サービスをはじめとする支援事業を実施していますが、全てのニーズに対応できる状況ではありません。

特に、住民主体の活動や支えあい体制づくりを推進する取り組みとしては、平成 21 年度より小地域福祉活動の推進事業を実施しています。この事業では、推進セミナーやモデル集落の指定等を実施していますが、まだまだ、町全体の活動としては推進できていません。しかし、平成 22 年春に各集落で完成した集落計画では、そういった取り組みを計画に盛り込んだり、活動を始める集落も出てきており、住民主体の活動をけん引する本事業の役割は重要なものとなってきています。

また、高齢者や障がい者の通院を支援する外出支援サービスでは、入退院時の利用を望む声や、通院以外の用途での送迎を望む声、透析患者の増加による利用者の増加など、今の制度では支えきれない現状となっています。

【実施事業】※平成22年度事業計画より

事　業　名	概　　要
小地域福祉活動推進事業	住民を対象としたセミナーを実施しています。また、モデル集落を指定し小地域福祉活動を協働で実施しています。
外出支援サービス事業	公共交通機関の利用が極めて困難な高齢者や障がい者の通院等の移動を支援しています。 （平成21年度　延べ利用者）高齢者292名、障がい者1,319名
福祉バス運営事業	上中地域の巡回型バス：８コースに分け1日2コースずつ平日運行しています。 （平成21年度　延べ利用者）8,817名/242日
総　合　相　談　事　業	心配ごと相談/週１回、無料法律相談/年６回を開設しています。
福祉委員活動推進事業	各集落に１名以上の福祉委員を委嘱しています。 福祉委員研修会や民生委員児童委員等との合同研修会を開催しています。
ふれあいサロン推進事業	ふれあいサロン開催時のレクリエーション用具の貸し出しや職員の派遣を行っています。また、外出時のサロン送迎も実施しています。
介護用品無料貸出事業	電動ベッドや車イス、スロープなどの貸し出しを行っています。
介護用品あっせん事業	オムツや手袋などの介護用品を販売しています。
共同募金助成金事業	共同募金助成金を活用して以下の事業を実施しています。 （共同募金一般募金助成金事業） • 小地域福祉活動推進事業 • 地域を良くするプロジェクト（福祉団体等への活動助成・遊具設置） • ボランティア活動啓発事業（ボランティアの日への助成） • 地域福祉活動計画作成（第２次計画作成への助成） • 地域福祉調査活動 • 社協だよりの発行 • まごころ給食サービス（配食サービス）

	（歳末たすけあい地域助成金事業） • ひとり暮らし高齢者交流会事業・歳末生花贈呈事業 • 介護者交流会 • 障がい者交流会（ふれあいの集い） • 障がい児クリスマス会
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者など判断能力の不十分な方を対象に、福祉サービスの利用や日常生活に関する手続き、日常生活に必要なお金の管理などを支援しています。

■目指す目標

- 住民一人ひとりが相互のつながりを持ち、支え合い助け合いながら生活できる地域を目指します。
- 住民が身近に感じられる集落（自治会）を基礎として主体的に活動できるよう支援します。
- 住民主体の活動だけでは対応できない課題に対しての地域福祉事業については、住民のニーズ，地域の福祉課題に対応して、柔軟性、即応性をもって事業を実施していきます。

■具体的な取り組み

●小地域福祉活動推進事業《役割No.5~9, 19, 23, 29より》

住民主体の支え合いや協働のまちづくりを推進するため、住民が一番身近に感じられる集落（自治区）を基本単位として、小地域福祉活動を推進します。そのために、各集落の課題や思いを集約した集落計画をベースに福祉活動を実践、見直し、集落内のコミュニケーションの場づくりや支え合い、見守り活動、そして地域全体での子育てが集落の中で取り組んでいける体制づくりをすすめます。

小地域福祉活動推進セミナー

- 住民主体の小地域福祉活動を推進するため、推進セミナーを開催し住民主体の支え合いや協働のまちづくりへの意識高揚に努めます。

小地域福祉活動推進モデル事業

- 小地域福祉活動を実践する集落を３年間モデル指定し、集落の住民と社会福祉協議会が協働してその集落に合った取り組みをモデル指定期間中に創り上げます。また、そういった事例を広く周知することにより、町全体での小地域福祉活動を推進します。

赤い羽根共同募金助成金事業「地域を良くするプロジェクト」での支援

- 集落単位の活動を発展・継続するには、財源が必要になる場合もあります。そういった財源を「地域を良くするプロジェクト」で支援します。

年次計画

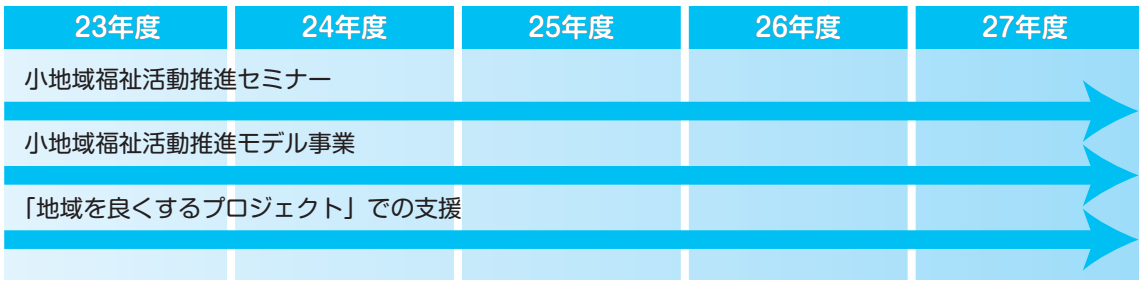

●福祉委員活動推進事業《役割No.12, 19より》

福祉委員が、民生委員児童委員をはじめ他の福祉関連委員と連携をとりながら、集落内の福祉活動のけん引役となるよう、また、集落内の福祉ニーズの情報収集役として推進していきます。そのために、福祉委員の資質向上はもちろん、他の福祉関連委員との連携のための機会の提供や近隣福祉委員同士の連携、更には地区福祉委員会（仮称）の立ち上げに向けた取り組みを実施します。

地区単位での福祉関係者の連携に向けた取り組み

- 地区内の民生委員児童委員、福祉委員、老人家庭相談員などが連携し活動をすすめていくために、地区単位での懇談会を開催します。

地区福祉委員会（仮称）の立ち上げに向けた検討

- 集落（自治区）での活動を発展させるためには、周辺の集落が活動や取り組みを共有し、違う視点から解決の糸口を見つけ出したり、協力して取り組んだりすることが重要となります。また、集落内では解決できない問題を地区の問題として取り組んだり、解決のための資源を広域で考えたり、地区全体の課題として行政に訴えたりする活動は、小地域福祉活動発展のために重要と考えます。

  そういった活動の場として「地区福祉委員会（仮称）」を、民生委員児童委員、福祉委員を含む集落単位の活動の代表メンバーを中心として構成し、話し合う内容によってさまざまな団体や関係者が参加し協議できる場を作っていきます。しかし、地区福祉委員会（仮称）の活動は集落単位の活動がベースとなるため、集落単位の小地域福祉活動の推進や、福祉関連委員が連携した活動をすすめていきながら、地区福祉委員会（仮称）の立ち上げに向けた準備をすすめます。

年次計画

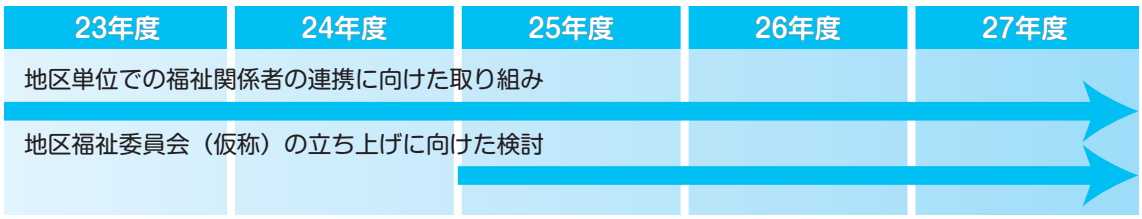

●ふれあいサロン推進事業《役割No.9～11, 29より》

円滑なふれあいサロン活動を展開していただくために、ふれあいサロン未実施の集落への啓発活動や、既存のふれあいサロン団体へのレクリエーション用具の貸し出し、職員の派遣、運営に関する相談に応じます。また、既存のふれあいサロン送迎では、外出する際の送迎のサービスを実施していますが、より利用しやすいサービスとなるよう改善していきます。

ふれあいサロン活動の推進と支援

ふれあいサロン送迎（サービスの実施と改善）

年次計画

●外出支援サービス事業《役割No.22より》

現状の外出支援サービス事業では対応できない用途や行き先、また、今後増えてくることが予想されるニーズへ対応できる事業体制づくりをすすめます。

外出支援サービス事業の見直し

- 外出支援サービス事業については、町と協力してニーズに合わせた事業の見直しを実施します。

年次計画

●福祉バス（サロンバス）運営事業《役割No.22より》

上中地域巡回型の福祉バス（サロンバス）についてニーズに合わせた柔軟な対応ができるよう、定期的に利用者の希望を聞きながら運営していきます。

サロンバスのニーズに合わせた柔軟な対応

年次計画

●共同募金助成金事業の見直し《役割No.5～9より》

若狭町社協では共同募金助成金を活用しさまざまな事業を実施しています。その中でも歳末たすけあい募金地域助成金を活用した事業については、平成21年度に実施したアンケートでも「支援を必要としている人に使ってほしい」という意見が多く、寄付者の思いに合った助成金の使い方ができるよう、既存の助成金事業内容の見直しや、新たなニーズへの対応について検討を行います。

助成金事業の見直しと新たなニーズへの対応

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
助成金事業の見直しと新たなニーズへの対応				

●日常生活自立支援事業《役割No.1, 26, 27より》

地域で暮らす、すべての人々が安心して暮らせるよう、認知症高齢者、知的障がい者など判断能力の不十分な方であっても、福祉サービスの利用が適切に利用できるよう支援し、これに伴う日常的金銭管理を行います。

日常生活自立支援事業の推進

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
日常生活自立支援事業の推進				

■財源

社協会費、公費、共同募金助成金

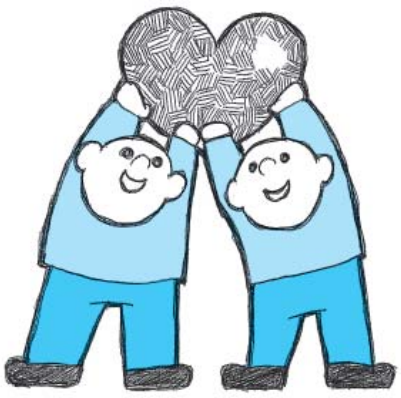

ボランティアセンター運営事業

■現状と課題

全国的にボランティア活動が活発になってきており、若狭町でも年々意識が高まりたくさんの方がボランティア登録をされています。しかし、日常的に活動されるボランティア数は少ないのが現状です。

ボランティアセンターでは、ボランティアの登録、斡旋、普及のための講座の開催、ボランティア保険の受付窓口などを行っています。しかし、ボランティア情報の収集や発信、ニーズに合ったコーディネートなどは充実しているとは言えず、ニーズに沿えるよう運営体制を見直す必要があります。

【実施事業】※平成22年度事業計画より

内　　容	利　用　人　数
ボランティア登録者数	744／年
ボランティア活動保険加入者	1,144／年
養　成　講　座	23／1回

■目指す目標

身近なボランティア活動の拠点として、誰でも気軽に利用でき、災害時にも協力できるセンターを目指し運営体制を見直すとともに。若狭町のボランティア活動の推進・育成を図ります。

■具体的な取り組み《役割№1,13～16より》

ボランティアセンター登録者名簿の有効活用

- 登録者名簿を定期的に更新できる体制づくりをすすめることで、スムーズなコーディネートを目指します。

誰でも気軽に利用できる拠点づくり

- 既存のセンター窓口に加え、誰でも気軽に利用できる情報の提供場所をつくります。

ボランティアコーディネートの機能強化

- ボランティア情報を収集するための仕組みづくりや体制づくりを行うことで、若狭町のさまざまなボランティア情報が集まるセンターを目指します。

ボランティア活動の推進

- ボランティア活動の推進を目的に開催している「ボランティアの日」が、多くの人に参加してもらえるようイベントの内容を見直します。
- ボランティア活動に関心のある方や、実際に活動されている方を対象にボランティア活動の充実を目指して講座を開催します。
- 若狭町社協の職員が自らボランティア活動に取り組むことでボランティア活動を推進します。

■財源

公費

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ボランティアセンター登録者名簿の有効活用				
誰でも気軽に利用できる拠点づくり				
ボランティアコーディネートの機能強化				
準備期間				
ボランティアの活動の推進				
準備期間				

共同募金委員会事業

■現状と課題

全国一斉に実施している共同募金運動は、国民負担の増加や相変わらずの長期的な景気の低迷もあり、募金額が減少し続けています。若狭町においても、募金額の減少が続いておりそれに伴い助成額も減少しています。

今後、幅広い世代の方に、身近な福祉の財源としての「共同募金」をPRし、使いみちを明確にしながら共同募金の推進を図っていくことが求められています。

【実施状況】※平成22年度共同募金推進計画より

募金種別	目標額
赤い羽根共同募金	平成22年度目標額　3,200,000円
歳末たすけあい募金	平成22年度目標額　1,700,000円

■目指す目標

- より一層透明性のある共同募金の推進を目指します。
- 身近な福祉の財源として幅広い助成を目指します。

■具体的な取り組み《役割No.1～4より》

公開審査の推進

- たくさんの住民の方に来ていただける公開審査づくり及び、たくさんの団体が申請できるよう公開審査時期を見直していきます。

住民の共同募金への参加促進

- 助成団体には街頭募金運動等に参加を促し、将来的には多くの方に携わってもらえるよう検討していきます。

メディアの活用

- 共同募金の使いみちのPRを強化するため、助成団体には「ありがとうメッセージ」と題し、ケーブルTVを活用し住民に広く周知、浸透を図ります。

寄付者の思いに沿った助成事業の実施

- 若狭町社協が実施する助成事業の内容が、寄付者の思いに沿ったものになっているのかを見直し、検証していきます。

年次計画

ふくしの資金貸付事業

■現状と課題

ふくしの資金には、現在県社協が実施している生活福祉資金と、若狭町社協が生活費の一部を無利子で貸付するたすけあい金庫があります。

貸付対象者が生活困窮者であることから、緊急性が高く経済的に自立されていないことが多く、計画性が不透明になりやすい状況です。しかしながら福祉的な観点から、できる限りの支援を実施していくことが必要となってくるため、民生委員児童委員による生活状況の確認をもとに、的確な判断が求められることとなります。

また、申請書類を県社協へ送る前段階として、若狭町社協が審査するための*調査委員会が設けられていますが、役割として貸付申請時の審査のみにとどまっており、生活状況が改善されず*償還滞納となっている方の状況把握まではできないなどの課題があります。

【実施状況】※平成21年度事業報告より

貸付内容	利用件数
生活福祉資金	67
たすけあい金庫	3

■目指す目標

生活困窮者に対して、経済的な自立および生活意欲の助長促進を図ることができるよう支援をすすめることが目的であり、民生委員児童委員と十分連携をとりながら、的確な判断をしていけるように努めます。

調査委員会の役割を明確にし、借入申込時はもちろん、償還が始まった後も情報提供し、意見交換できるように努めます。

■具体的な取り組み《役割No.27より》

相談業務の確立

- 相談業務が大切であるため、時間をかけてしっかりと聞き取り、課題を明確にしていく手法や記録方法を確立します。

調査委員会の定期開催検討、実施

- 調査委員会を定期的に開催し、情報の共有を図ります。

■財源

公費

年次計画

*調査委員会：民生委員児童委員の中から選出された10名以内で構成し、貸付けの適否や償還金の支払猶予等について社協会長に意見を具申する組織。

*償還滞納：生活福祉資金等を借りた方が、返済計画を守らず、指定した期限までに支払いをしないこと。

生活支援ハウス運営事業

■現状と課題

平成17年の開所当初は冬期以外入居を希望される方が少なく、空き部屋が目立ちましたが、近年は夏期であっても入居を希望される方が増え、12名の定員のうち半分近く利用されています。

緊急的に入居希望される方について、１か月の入居を限度に若狭町社協が入居判定できるシステムを作ったことも一因だと考えられます。

入居対象者の要件は、ほぼ自立して生活できる方ですが、希望される方の中には自立した生活が困難な方が増えてきており、入居されることにより個別対応が必要となりますが、支援する人員体制が十分ではありません。

また、長期にわたって入居を希望される方がいますが、規程では連続した12か月以上の入居ができない現状です。

【実施状況】※平成22年度事業計画より

実利用者数目標　月平均11人

■目指す目標

入居を希望される方が、入居前後や退居後の状況にあまり変化なく、安定した生活が送れるように支援します。個別対応が必要な方や長期入居が必要な方には、本人の状況を確認しながら支援できるような体制づくりをすすめるとともに、規程の見直しを町担当課と協議していきます。

■具体的な取り組み《役割No.26,27より》

利用者の幅広いニーズに沿った運営

- レクリエーションなどを充実させ、毎日楽しく過ごせるよう努めます。
- 自宅での生活が継続できるように、その人の状況にあった生活リズムを尊重します。

個別対応や長期入居などの充実に向けた検討

- 入居者の状況をよく確認した上で、ケア会議の開催を通じて支援方法を検討し目標を持って生活ができるよう支援するとともに、それに対応できる体制づくりをすすめます。
- 長期入居希望者について実態を確認し、今後の施設運営について検討します。

■財源

公費、利用料

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
利用者の幅広いニーズに沿った運営	→	→	→	→
個別対応や長期入居などの充実に向けた検討	→	→	→	→

リラクゼーション施設運営事業

■現状と課題

入浴施設の営業時間は、実施状況により平成20年８月、平成21年８月の２回にわたり変更しましたが、定期的に利用されている方はほぼ横ばいで、フィットネス利用後の入浴や新規で利用される方は少なく、伸び悩んでいます。

リラクゼーション施設の存在を知らない住民が多く、PR不足が考えられます。

施設内で実施している整体については、予約制で営業日も少ないことから、利用があまりありません。

【実施状況】※平成22年度事業計画より

サービス内容	利用者数
入浴	20／日
理美容	10／日
整体	10／日

■目指す目標

入浴施設は、炭酸カルシウム人工温泉で温浴効果が高いことから、今後も広く住民に周知します。

全体がリラクゼーション施設という目的に沿うよう、理美容、整体等との協力や休憩室の有効活用をすすめていきます。

■具体的な取り組み《役割No.4より》

住民等への周知

- 入浴施設やリラクゼーション施設の特性を、町内外にPRしていきます。

施設の有効利用と新規サービスの検討

- アンケートなどにより利用者の意見を取り入れて、運営に反映します。
- 利用者のニーズに沿った運営方法や使用していないスペースの有効利用、浴槽を使った季節ごとのイベントについて検討します。
- 整体の営業日の増加と常駐化を検討し、実施します。

■財源

公費、利用料

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
住民等への周知	→	→	→	→
施設の有効利用と新規サービスの検討	→	→	→	→

食事サービス事業

■現状と課題

パレア若狭事業所、五湖の郷事業所の２か所に集約しており、いずみ事業所へはパレア若狭事業所から運搬という体制で実施しています。主なサービス内容は、若狭町社協で実施している介護保険事業や自立支援事業の利用者の食事や、条件を満たす在宅高齢者等への配食です。介護を必要とする方の食事では、昼食以外の配食を望まれる方や月～日曜日の毎日を希望される方の増加、治療食など個別対応の充実が望まれますが、費用の面からも十分に対応できていない状況です。

ボランティア活動の一つとして配食ボランティア活動があります。お弁当の配達を支えていただいていますが、広範囲の配達日もあるため、配っていただく方に少しご負担をおかけしているのが現状です。

お弁当の配達ボランティアはご都合に合わせて活動していただいています。

（配食ボランティア活動状況……利用者宅へ月に１回～４回程度配達、１回に１個～６個程度配達）

【実施状況】※平成２２年度事業計画より

サービス内容	食数	サービス内容	食数	サービス内容	食数	サービス内容	食数
食の自立支援事業	480	デイパレア	8,400	障がいデイ	960	ケアホーム	716
まごころ給食	2,300	デイいずみ	8,086	障がいショート	―	特養	23,652
生活支援ハウス	5,753	デイ五湖の郷	5,580	高齢者ショート	1,898	職員食	2,100

【配食ボランティア登録者数】※平成23年2月現在

事業所名	パレア若狭事業所	いずみ事業所	五湖の郷事業所
22年度登録者数	17	30	3

■目指す目標

調理が困難な世帯に対し生活の質の向上のため、食事の面からトータルサポートします。

住民同士の支え合いや民間サービスを活用できる仕組み作りなど、身近な地域でのサポート体制を考えます。

■具体的な取り組み《役割No.24, 25より》

配食サービス対象者のニーズ調査

配食サービスの見直し

- 食の自立支援事業（町）とまごころ給食（社協）の見直しに取り組みます。
- 共同募金を活用してお弁当代補助を考えます。
- 各地区での配食サービスと民間サービスとの連携を図ります。
- 朝、昼、夕の配食サービスの取り組みに努めます。

*真空調理法の研究と拡大、*特別食の充実

ボランティアの輪　呼びかけ

- ボランティアセンターなどの協力のもと、住民の方に配食ボランティア活動について広く知っていただき協力の輪が広がるよう努めます。

選択メニュー方式の取り組み

■財源

公費、利用料

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
配食サービス対象者のニーズ調査				
配食サービスの見直し				
真空調理法の研究と拡大、特別食の充実				
ボランティアの輪　呼びかけ				
選択メニュー方式の取り組み				
準備期間				

*真空調理法：安全衛生基準と調理理論をもとに、真空調理器、急速冷却機、スチームコンベクションなどの機器を使って衛生的に調理する方法（温度管理された調理法）。

*特別食：何らかの病気で食事制限を余儀なくされている人のための食事。カロリーや塩分、たんぱく質やアレルギー食品などをコントロールした食事。

葬祭事業

■現状と課題

平成21年に新設された若狭町斎場における火葬業務と霊柩車運転業務について、若狭町から委託を受けて実施している事業です。この斎場には、火葬炉２基とペット等の焼却炉１基を備えており、待合室も完備されています。１日に４件までの受入が可能ですが、葬儀の日時が重複することにより調整が難しいこともあります。

最近は、身寄りのない方が亡くなった時の葬儀について、会場や費用の面から困難な場合も出てきており、集落や施設等で課題となっています。

【実施状況】※平成２１年度事業報告より

内　　容	実績件数
火　　葬	１８６／年
動物等焼却	７３／年
霊柩車使用	１８４／年

■目指す目標

すべての人が安心して故人様をお送りできるサービスの充実を図ります。

■具体的な取り組み《役割No.28より》

簡易葬の検討

- 家庭の事情や経済的理由により葬儀を出せない方のために、小規模で安価な葬儀（簡易葬）の実施を検討します。

■財源

公費

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
簡易葬の検討 →				

居宅介護支援事業

■現状と課題

若狭町内には現在4か所の事業所があり、介護認定を受けられた方のサービス利用計画が作成されています。計画作成については、５年ごとの更新研修を受けた*介護支援専門員（ケアマネジャー）が実施する事となっていますが、実際には資格保持者でも更新研修の受講が必要である等により業務に携わる人が少ないのが現状です。また、入院期間の短縮により、在宅で重度の介護を必要とされる方や、医療系のサービスを必要とされる方が増加しています。しかし、医療系サービスの不足や、介護職員等の不足から、利用者の希望に沿ったケアプランを作成できない現実があります。今後ますます高齢化が進む中、老いても住み慣れた若狭町に暮らしたいという願いが少しでも叶えられる様、医療・福祉との連携を強化すると共に、必要なサービスの提案を行政に働きかけていくという大きな課題があります。

【実施状況】※平成２２年度事業計画より

１か月あたり

要介護区分	実利用数
介護予防者	８／月
要介護者	１９５／月

■目指す目標

利用者が可能な限り住み慣れた自宅・地域で暮らすことができるように、各種介護保険サービス事業所・地域・行政・医療機関等と連携を図り生活全般を支援することを目標とします。

■具体的な取り組み《役割No.19, 26, 27より》

安心した在宅生活の維持

- 利用者が安心して在宅生活が営めるように利用者（家族）と面接をし、 *ケアプランの作成を行います。
- 定期的に利用者宅を訪問し、評価および課題分析を行うと共に、個々の目標が達成しているかどうかの確認を行います。
- 担当者会議を開催し、各種サービス事業者・地域・行政・医療機関との連携を図ります。
- 介護保険全般における相談を随時受け付け、ニーズにあった社会資源へと結び付けていきます。
- 不足している社会資源の発掘を行い行政に働きかけていきます。
- 苦情に対する迅速な対応を行います。
- 必要に応じ、介護予防プランの受託と*介護認定調査を実施します。

職員の資質向上

- 介護支援専門員の資質向上に向けた積極的な研修の参加に努めます。

*介護支援専門員（ケアマネジャー）：介護保険制度において介護サービス計画を作成する専門職。
*ケアプラン：介護を受ける上での介護サービス計画。
*介護認定調査：心身の状態について本人・家族等と面接し、介護度を策定する為の調査。

■財源

介護保険給付費

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
安心した在宅生活の維持	→	→	→	→
職員の資質向上	→	→	→	→

通所介護（デイサービス）事業

■現状と課題（パレア若狭・いずみ・五湖の郷）

点在する３事業所で事業を実施していますが、利用実績について、新規利用者は微増しているものの、全体としては減少傾向にあります。１月単位の利用計画では定員近くまで利用が見込めますが、利用日当日に通院や体調不良などによりキャンセルされる方や、入院、施設入所される方があるためと考えられます。登録者の多くは、他の介護サービスを利用されており、自宅での生活、他の介護サービス利用時の様子等について、各関係機関と綿密な連携を図りながら、総合的なサービスを提供していく必要があります。

利用者の個性にあったサービスや利用者の選択に基づいたサービスを提供していくことで、より質の高い事業運営が実施できると考えられるため、その体制づくりをどうすすめていくかが課題となっています。

【実施状況】※平成22年度事業計画より（パレア若狭・いずみ・五湖の郷）

事業所（所在地）	定員と提供時間	実施状況
デイサービスセンターパレア若狭 （若狭町市場18-18）	定員：35名 提供時間：６～８時間	（利用人数延） ６,４６６/年
デイサービスセンターいずみ （若狭町井崎40-80）	定員：35名 提供時間：６～８時間	（利用人数延） ８,４１２/年
デイサービスセンター五湖の郷 （若狭町田井24-２）	定員：25名 提供時間：６～８時間	（利用人数延） ５,５８０/年

■目指す目標（パレア若狭・いずみ・五湖の郷）

必要な日常生活上の援助および、余暇活動を通じて日常生活動作（*ADL）を維持していけるよう心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいた質の高い真のサービス提供を目指します。

- 医療・福祉サービスとの連携を深め一人ひとりのサービスの向上を目指し、心身の機能を維持できるよう支援します。
- 要介護者の心身の特性を踏まえ、可能な限り、在宅での生活が維持継続できるよう支援します。

■財源

介護保険給付費、利用料

＜デイサービスセンターパレア若狭＞

■具体的な取り組み《役割No.26,27より》

介護から快護へ

- 利用者のペースに合わせて、安心できる雰囲気をつくり、利用者の意思を尊重するように努め

*ADL：日常生活動作とは食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本動作のこと。

ます。

リハビリテーションの推進

• 日常生活動作（ADL）の維持と向上（個別に沿ったサービス提供）を図ります。

活動しやすい環境づくり

• 四季折々の行事を活動の中に取り入れながら、家庭的な雰囲気の中で心身の機能維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減が図れるようにサービスを提供します。

多様化するサービスニーズへの対応

• 利用者によるサービスメニューの選択で１日を有意義に過ごしていただきます。（脳の活性化を図るもの、体を動かすもの、体を癒すものの中から選択）

＜デイサービスセンターいずみ＞

■具体的な取り組み《役割No.26,27より》

介護方針の統一

• 各種福祉サービスとの連携を深め、職員間での情報共有、介護の統一を図ります。

利用者満足度の向上

• 個人を尊重し、個人を表現できる居場所を提供するため、１日の過ごし方を見直し、選択できるサービスを充実させていきます。

年次計画

＜デイサービスセンター五湖の郷＞

■具体的な取り組み《役割No.26,27より》

情報共有・心身機能維持・精神負担軽減

• 一人ひとりに対し、スタッフ間の情報を共有することで、利用者の*心身機能維持を図ります。

ノーマライゼーションに向けた世代間交流

• 障がいデイサービスとの一体化運営を特色とし、 *ノーマライゼーションの実現に向けた交流を図ります。また、近隣の保育所（園）、小学校の子どもたちとの世代間交流を行います。

信頼関係づくり

• 自然とコミュニケーションがとれ、信頼できる関係を築き、利用者の求めるものを見極めます。

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
情報共有・心身機能維持・精神負担軽減				
ノーマライゼーションに向けた世代間交流				
信頼関係づくり				

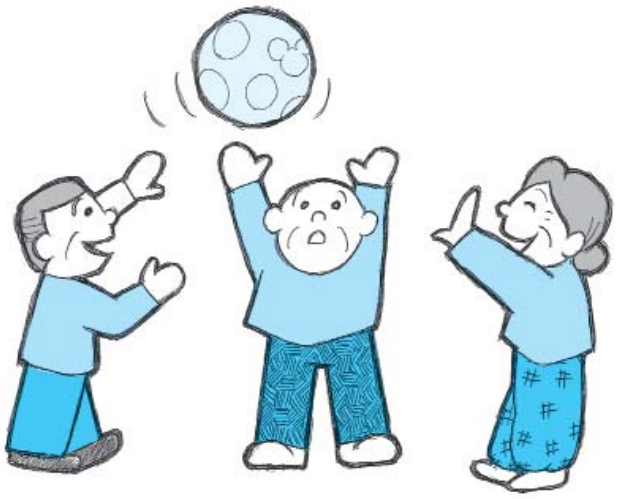

*心身機能維持：リハビリ、レクリエーション、日頃からのコミュニケーション等（入浴や食事介助から生まれるコミュニケーションを含む）で心身機能を衰えさせないようにすること。
*ノーマライゼーション：住み慣れた地域社会において、障がいを持った人も健常者も何の区別もなく生活していくことが正常なこと。本来の望ましい姿であるとする考え方。

障がい者デイサービス事業

■現状と課題

利用できるサービスの充実を図るため、自立支援制度*が導入されましたが、一割負担により利用が困難なケースもあり、十分なサービス提供体制も整っている状況ではありません。利用者負担をめぐっては、度々内容が見直されるなど、利用される方にとって複雑な制度となっています。

障がいの種別（身体・知的・精神）にかかわらず、サービスを利用するための仕組みが一元化されましたが、利用者のニーズがそれぞれ違うため、一人ひとりの満足度をどう向上させていくのかが課題となっています。

【実施状況】※平成２２年度事業計画より

障害区分	実利用者数	延利用者数
区　分　2	1	100
区　分　3	4	620
区　分　4	1	10
区　分　5	2	200
区　分　6	2	200

■目指す目標

利用者のニーズに合わせて、個別支援計画を充実し、一人ひとりの満足度の向上を目指します。また、オリジナリティのある活動を行い、毎日が楽しく通えるデイサービスを目指します。

■具体的な取り組み《役割No.18,21,26,27より》

利用者ニーズに合った活動プログラムの充実

- 個別支援計画を見直して、創作活動やレクリエーション、作業等の生産活動への支援を充実させます。
- 日中一時支援事業の中で、障がい児の放課後デイサービスや長期休暇スクールを実施し、子どもたちの生活の充実や家族の精神的な負担を軽減します。
- ケース会議を定期的に行い、利用者の活動の輪を広げるように努めます。

支援及び介護技術の研修等の充実

- 職員のスキルアップを図るため、研修会に積極的に参加します。
- 必要に応じて関係機関や関連事業所等を含めた支援会議を行います。

■財源

自立支援給付費、利用料

年次計画

*自立支援制度（自立支援法）：障がい児・者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする制度。（なお、自立支援法は、平成25年8月で廃止となり、新しい法律が制定されることが決まっている。）

訪問介護（ホームヘルプサービス）事業

■現状と課題

介護認定者の増加や重度化、在宅で介護をされる方の高齢化により、訪問介護の利用を望まれる方が増えています。また、在宅での介護は24時間365日であり、負担軽減を図るために、早朝、夜間の訪問や日に数回訪問を望まれる方も多くなってきています。しかしながら、365日訪問体制を整えることがかなり困難になってきていることや、早朝、夜間に訪問を担当するホームヘルパーが極端に少ないことなどから、十分な体制がとれていません。最近は、病院を退院されても医療度の高いままで在宅生活される方も増えており、支える体制づくりが必要となっています。

【実施状況】※平成２２年度事業計画より

サ ー ビ ス 内 容	延べ利用回数
訪問介護	１３,０００／年
自立支援（身体障がい）訪問介護	２,５４０／年
自立支援（精神障がい）訪問介護	９０／年

■目指す目標

誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、心のかよったあたたかい訪問介護サービスを提供します。

■具体的な取り組み《役割No.26, 27より》

関連機関との連携による総合的なサービス提供

- 利用者の要介護状態の軽減や、悪化の防止、要介護状態になることの予防を目的とし、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図りながら総合的なサービスの提供に努めます。

利用者の自立生活に向けた支援

- 利用者の生きがいを引き出し、常に愛情と熱意をもって利用者の自立を助け、利用者のニーズに寄り添った援助に努めます。
- 障がいのある方が自立した日常生活や社会参加を行うことができるよう、利用者の意思や人格を尊重し、適切な介護を行います。

職員の確保と資質向上

- 資格の必要性を重視し、*スキルアップと人材の育成に努め、スタッフ全員が誇りを持って仕事ができるよう、知識や技術を磨きます。
- ミーティングや*ケース検討会を開くことでスタッフ間の連携を密にし、記録を残すことで今後に役立てます。
- 不足しているスタッフの充実を図り、定着を目指します。

■財源

介護保険給付費、自立支援給付費、利用料

*スキルアップ…訓練して技能を身につけること、またその訓練。
*ケース検討会…利用者のケアの統一を図る為の会議。

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
関連機関との連携による総合的なサービス提供				
利用者の自立生活に向けた支援				
職員の確保と資質向上				

訪問入浴介護事業

■現状と課題

訪問入浴を希望される方はほぼ横ばいで推移していますが、退院後で医療度の高い方やターミナル（終末期）で自宅療養される方が増加しており、利用度は高まっています。入浴を通して、清潔保持や機能維持を図るという観点からも、利用回数の増加を望まれることが多くなっています。また、医療機関との連携や感染症対応、的確な判断等を求められますが、看護職員等人員体制については十分に整っていない状況です。

【実施状況】※平成２２年度事業計画より

要介護区分	実利用者数
要支援１・２	0
要介護１	0
要介護２	0
要介護３	2
要介護４	6
要介護５	12

■目指す目標

介護を必要とされる方やターミナル（終末期）で自宅療養されている方に訪問入浴を提供することにより、心身の清潔保持・気分転換・機能の維持向上を図ります。

■具体的な取り組み《役割No.26,27より》

関係機関との連携によるサービス提供

- 主治医の意見書をもとに的確なサービスを提供します。
- 医療機関、各種サービス事業所等との連携を取ります。

衛生管理の徹底

- 感染対策として、浴槽や器具等の洗浄・消毒を徹底します。

職員の資質向上

- 研修に参加することにより、適切な対応ができるように技術を学びます。
- 不足している人材を確保して、よりよいサービスに努めます。

■財源

介護保険給付費、利用料

年次計画

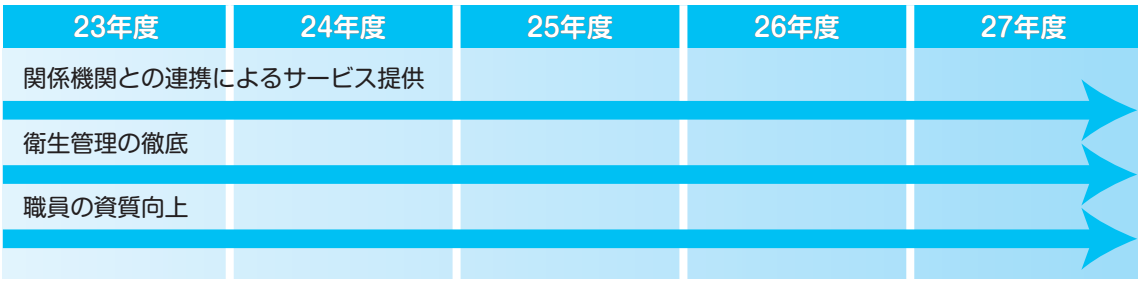

訪問看護事業

■現状と課題

医療保険の制度改正等により在院日数が短縮され、医療度の高い利用者が在宅療養を強いられています。また、緩和医療の躍進から在宅での*疼痛管理が容易となったことで、本人やご家族も終末期を在宅で過ごすことを希望されるようになりました。

以上の点から在宅医療の充実を図っていかなければならないのですが、医師・看護師等の不足により24時間在宅診療を行っている医療機関が少なく自宅で看取ることができない状況です。

当ステーションにおいても、看護師不足のため多様化するニーズに対応できない状態です。

【実施状況】※平成22年度事業計画より

サービス内容	延利用回数
介　護　保　険	2,150／年
医　療　保　険	1,800／年

■目指す目標

在宅療養を行っている、要介護者・重度障がい者・難病療養者・ターミナル療養者の生活の質を確保し、病状に応じた適切な看護を提供します。

また、自宅で最期を看取ることができるよう保健・医療･福祉が連携し、24時間安心して在宅療養ができるような看護を目指します。

■具体的な取り組み《役割No.19, 26, 27より》

在宅における24時間体制の充実

- 在宅で最期を看取ることができるよう医療機関・他の訪問看護ステーション・ヘルパーステーション・ケアマネジャーと連携し24時間サービスを受けることができるようなシステムを作っていきます。

スタッフ研修・広報活動

- *緩和医療等の研修会に積極的に参加し*ターミナルケアを学び、病院の医師、看護師、調剤薬局の薬剤師等と連携していきます。
- 訪問看護師のスキルアップを図るため研修に積極的に参加し新しい知識や看護技術を習得していきます。
- 「報告・連絡・相談」を行うことで看護の質の向上を図るとともに、職員間の信頼関係を高め職員の定着を目指します。
- 訪問看護ステーションのPR活動を行い、訪問件数を増やすことで経営の安定を図っていきます。

■財源

介護保険給付費、医療保険給付費、利用料

---

*緩和医療：生命（人生）をおびやかす疾患による問題に直面している患者およびその家族のQOLを改善するアプローチ。（QOLは72ページ参照）

*疼痛管理：癌の強い痛みに対して麻薬などで痛みをコントロールすること。

*ターミナルケア：回復の見込みのない療養者の苦痛を緩和し精神的に支える医療。

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
在宅における24時間体制の充実				
準備期間 →				
スタッフ研修・広報活動 →				

ケアホーム事業

■現状と課題

障がいのある人が、地域において共同で自立した日常生活を営めるよう、平成20年４月に五湖の郷内に開所しました。家族や本人の高齢化、親亡き後を考えて将来的に入居を望む声はありましたが、開所当初の入居者は少なく、一年を経過した後に事業を休止しました。平成22年４月に再開し、入居者は増えていますが、まだ空室もみられます。また、共同生活での日常生活のルールやマナーの習得、余暇活動等の充実、他の入居者等とのコミュニケーションも大切な内容となっています。

【実施状況】※平成２２年度事業計画より

障がい種別	実利用者数
知的障がい者	3
身体障がい者	2

■目指す目標

「明るく、笑顔で、元気よく」をモットーに心地よい生活（心・体・健康）を提供できるよう、入居者とのコミュニケーションを図り、居住しやすい環境づくりを目指します。

■具体的な取り組み《役割No.18, 21, 26, 27より》

住みやすい環境作りと季節行事の企画

- 健やかに生活するため、日常生活のルールやマナーの習得、余暇活動等の充実を図ります。
- ケース会議を定期的に行い、入居者の*生活の質（QOL）の向上を図ります。

共生型の施設作り

- 五湖の郷の特色を生かし、年齢や障がいの程度を超えて、お互いに役割を持ちながら家庭的な雰囲気の中で生活できる施設作りをします。

各種研修等の充実と情報の共有

- 積極的に研修等に参加し、制度理解や支援技術の習得を図ります。
- 「報告･連絡･相談」を忘れず、チームワークを大切にしながら、さまざまな情報共有を図ります。

■財源

自立支援給付費、利用料

年次計画

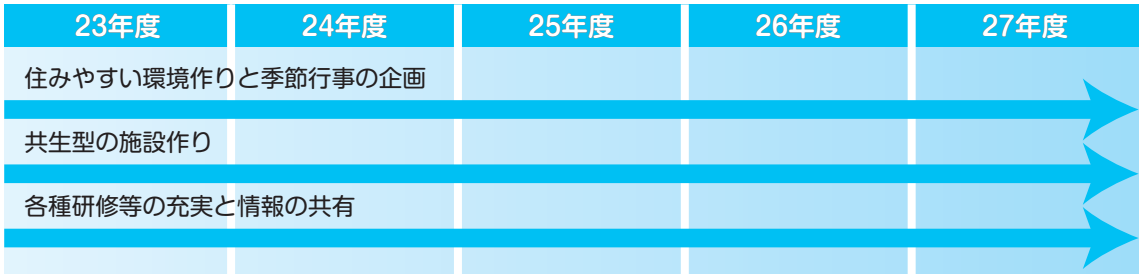

*生活の質(QOL)：一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことを指し、どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということ。

特別養護老人ホーム事業

■現状と課題

平成20年４月に若狭町内唯一の地域密着型として、長期入居（若狭町内在住の方）29床、短期入居（若狭町、美浜町、小浜市在住の方）10床の施設として開所しました。長期入居は開所当初から定員に達しており、待機者は55名です（平成23年２月末現在）。短期入居は年間通じて７割程度の稼働となっており、特に梅の収穫時期など地域的な産業により６月頃から７月頃までは、９割程度の稼働となります。

ユニット型地域密着型特別養護老人ホームのため、地域に密着した活動や交流、ユニットケアが特色ですが、地域の関係機関や地域住民と年数回の交流はあるものの、十分に行えているとは言えない状況です。

また、ユニットケアにおいても、今後、より一層の個別ケアに向けての取り組みが必要です。

【実施状況】※平成22年度事業計画より

長期入居

要介護度	実利用者数
要介護１	1
要介護２	6
要介護３	6
要介護４	9
要介護５	7

短期入居

要介護度	延利用者数	延利用日
要支援１	12	84
要支援２	12	36
要介護１	24	96
要介護２	72	492
要介護３	60	324
要介護４	96	564
要介護５	36	204

■目指す目標

*ユニットケアに取り組み、入居者の個性、生活習慣を十分に知り、一人ひとりに寄り添った「その人らしい暮らし」の実現を目指します。また、地域密着型の利点を活かし、地域との結びつきを重視した関係づくりに努めます。

■具体的な取り組み《役割No.26, 27, 31より》

ユニットケアの充実を図る

- 入居者にとって「気兼ねなく頼みごとができる関係」作りに努め、コミュニケーションの充実を図ります。
- 重度の認知症があっても「自分の居場所」として感じ取っていただけるよう、一緒に寄り添う姿勢を心がけ、温もりのある落ち着いた空間創りに努めます。
- 入居者の機能維持を図るため、機能訓練および日常生活においての生活リハビリに取り組みます。
- 「報告・連絡・相談」を密にし、細かな支援に結びつけます。

*ユニットケア：入居者一人ひとりの尊厳を重視し個人の自律を尊重する為、施設の居室を１ユニット10人以下のグループに分けて、それぞれを１つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの。

地域に密着した交流活動の実施

- 地域の保育所（園）、小学校との交流、五湖の郷まつりへの住民、家族の参加など、地域との結びつきを重視した取り組みに力を入れます。

■財源

介護保険給付費、利用料

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ユニットケアの充実を図る →				
地域に密着した交流活動の実施 →				

認知症対応型グループホーム事業

■現状と課題

平成20年４月より五湖の郷運営を開始して３年目を迎えていますが、高齢者サービスについては需要が多く、特養の施設サービスだけでは対応できない状況です。また、近年の急速な高齢化に伴い、若狭町内でのグループホーム開設の希望もあり、今後増加が見込まれる認知症高齢者への対応が重視されています。しかし、ケアホーム事業についてはまだ空室（９床）もみられます。

■目指す目標

地域密着型サービスの一環として、若狭町に展開されていない「地域密着型のグループホーム」を事業化し、ケアホームの１ユニット（空き部屋）を有効活用するためにも、県内初の取り組みとなる認知症高齢者と障がい者が一緒に生活する*共生グループホーム（定員９名）を展開します。

■具体的な取り組み《役割No.26, 27, 31より》

共生型の施設作り

- 五湖の郷の特色を生かし、年齢や障がいの程度を超えて、お互いに役割を持ちながら家庭的な雰囲気の中で生活できる施設作りをします。

生きがいを持てる生活作り

- 自分らしさを保てるように、日々の活動の中でいきいきとした生活が提供できるように努めます。

地域に密着した交流活動の実施

- 地域のボランティアや近隣の保育所（園）や小学校と交流を持ち、地域の一員として生活してもらえるように支援していきます。

■財源

介護保険給付費、利用料

年次計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
共生型の施設作り	→	→	→	→
生きがいを持てる生活作り	→	→	→	→
地域に密着した交流活動の実施	→	→	→	→

*共生グループホーム：認知症高齢者の方々や障がい者の方々が、助け合いながら一つ屋根の下で暮らす施設。

小規模多機能型居宅介護事業

■現状と課題

高齢社会に伴う要介護者や認知症高齢者の増加、少子化による介護力の弱さが全国的に見られています。若狭町においても核家族化による空き家等の増加、世代間交流の希薄化といった住民の声も聞かれています。このような社会背景がある一方で、誰もが年をとっても介護が必要になっても、住み慣れた自宅や地域の中で家族や親しい人たちとともに、最期までその人らしい人生を送りたいと望んでいます。

今後の課題として、空き家等を有効利用して高齢者が住み慣れた地域でこれまで築いてきたつながりが途切れないように地域住民と一緒になって支えていく場所づくりが求められています。

■目指す目標

平成23年度に空き店舗を改修し、熊川地区対象の事業所開設を予定しています。また、地域の方々に協力を得ながら熊川地区の在宅高齢者への配食サービスの取り組みを検討していきます。

介護が必要になっても、認知症を患っても、その人の「思い」や「願い」を大切に一人ひとりに寄り添っていきます。要介護者・家族・地域との馴染みの関係を継続し、安心できる環境での暮らしの支援を熊川地区の地域交流・世代間交流を図りながら住民のみなさんと一緒に作ることを目標とします。

■具体的な取り組み《役割No.5～9, 11, 19, 25, 30, 31より》

一人ひとりの「思い」「願い」「生活リズム」を大切にしたケアの提供

- 介護が必要になっても一人ひとりの「思い」「願い」「生活のリズム」を大切に支援していきます。

自宅に24時間・365日の安心を届ける継続的支援

- 家族の介護に対する不安に柔軟に対応し24時間・365日の「暮らし」を地域の中で継続的に支援をしていきます。

介護の「困った！」に対応をする技術の習得と提供

- 「通い」で顔なじみになった職員が「訪問」や「宿泊」の際にも対応し、環境の変化に敏感な高齢者（特に認知症の方）の不安や家族の介護への不安を和らげるよう支援していきます。

地域のみんなで検討する機会の確保

- 地域での暮らしは、地域のみなさんの支え合いなしには成り立ちません。地域のみなさんと情報交換や情報共有をする住民検討委員会や運営推進会議での地域の声を活かしながら事業の運営をしていきます。

■財源

介護保険給付費、利用料

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一人ひとりの「思い」「願い」「生活リズム」を大切にしたケアの提供				
自宅に２４時間・３６５日の安心を届ける継続的支援				
介護の「困った！」に対応する技術の習得と提供				
地域のみんなで検討する機会の確保				

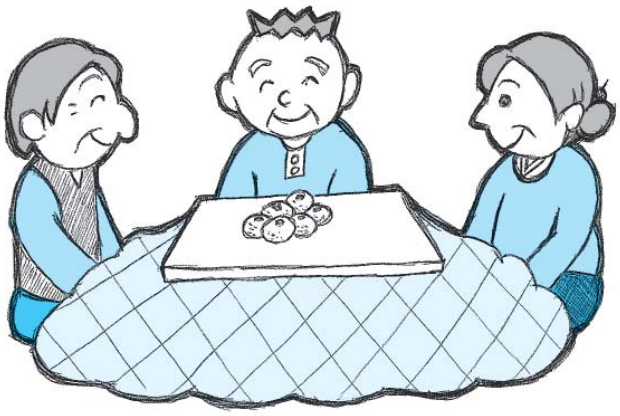

■職員体制強化計画と安定的な財政運営

■職員体制強化に向けて

現状と課題

現在、若狭町社協は、パレア若狭事業所、いずみ事業所、五湖の郷事業所の３か所を中心に、法人運営事業、地域福祉事業、葬祭事業、生活支援ハウス事業、リラクゼーション事業、食事サービス事業、各介護保険事業（居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護３事業所、特養）、各自立支援事業（日中活動支援、ケアホーム）を実施しています。

本会の職員は正規職員、パート職員、契約職員で構成されており事業所ごとの職員構成と配置等は別表（表１）のとおりです。職員の構成比率は正規職員が51.2%、パート、契約職員は48.8%となっており、やや正規職員の割合が多くなっています。

年代、勤続年数については正規職員は40歳前後で10年以下、パート、契約職員は30歳以上で８年以下が多くを占めています。（図１、２）

さらに平成23年度から開始する共生グループホームや小規模多機能ホームの各事業に携わる職員も加わり、全職員が168名となる予定です。

今後、多様化する福祉ニーズへの対応や地域福祉推進事業の展開には、専門性と熱意を持った職員の確保に努めなければなりません。そのため、本会職員の意識改革や専門職員の資質向上を図る必要があります。

表１　事業所職員構成と配置等

		パレア若狭	いずみ	五湖の郷	計
正規職員		27	20	39	86
	事務局長	1	0	0	1
	事務局次長	1	0	0	1
	所長	1	1	1	3
契約職員		0	3	0	3
パート職員		28	31	20	79
計		55	54	59	168

地区別職員数

みそみ地区	17
三方地区	53
西田地区	17
鳥羽地区	22
瓜生地区	14
熊川地区	10
三宅地区	16
野木地区	7
町外	12

図１　正規職員の年齢と勤続年数の分布

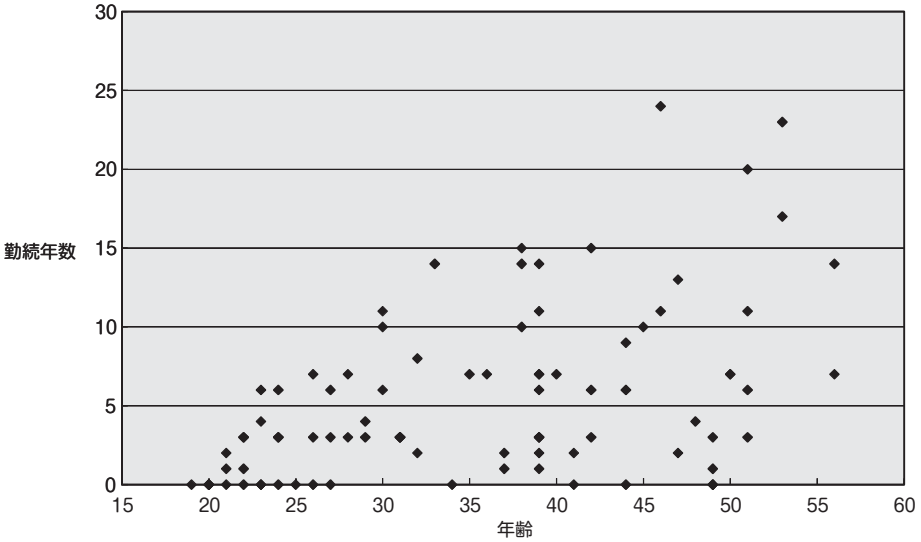

図２　パート職員の年齢と 勤続年数の分布

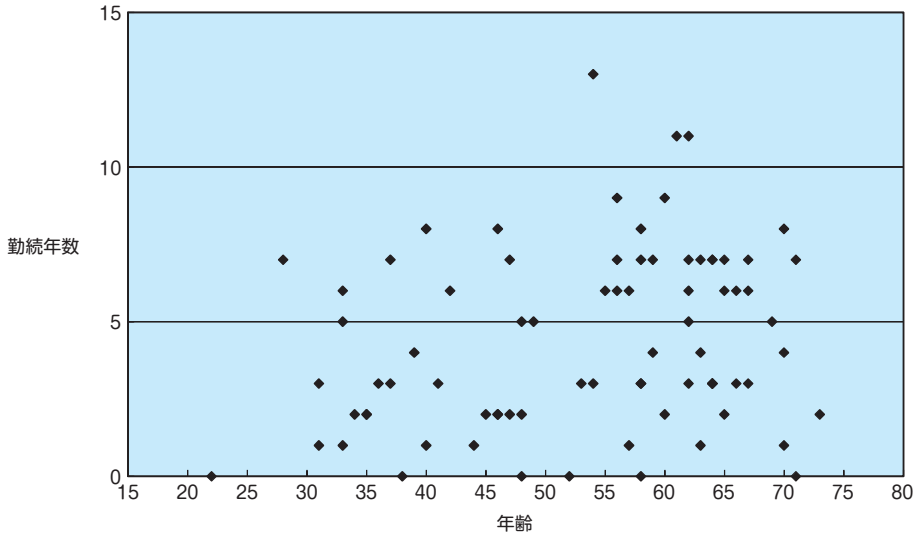

ねらいと目標

本会が今後も活力ある組織として存続し、若狭町の地域福祉を着実に推進していくためには、将来を見据えた職員の採用計画やそれぞれの事業所における適正な職員配置が必要です。

そのためには、職務内容（職務の範囲や責任等）や職責に応じた待遇の検討が必要です。

また、限られた人員でより効果的かつ効率的な体制を作るためには、組織改正や職員の配置と定員の適正化を図ることも必要です。

具体的な取り組み

1　業務を見直し、組織改革に努めます。
2　福祉サービス提供等事業実施に必要な職員の確保に努めます。
3　職員の専門性を高めるため各種の資格取得を図ります。
4　人事評価制度を導入します。
5　職員行動規範を理解し、実践します。

■安定的な財源運営に向けて

現状と課題

若狭町社協の財源は、自主財源（会費、寄付金、共同募金配分金）、事業収入（介護保険、自立支援等）および委託金、補助金が主なものであり、介護保険事業、自立支援事業の財源で全体の79.7%を占めています。支出面をみると、88%以上が介護保険事業、自立支援事業の運営費（人件費含む）となっており（図３）、住民ニーズに沿った福祉のまちづくりを進める上で、在宅福祉サービスの充実やボランティアの育成、新規サービスの開拓等地域福祉の推進を図るには、財源の確保が必要です。

そのためには、本会の存在価値や役割を住民に周知し、理解を求め、会員加入や募金活動の促進を図り自主財源の確保に努めなければなりません。

また、本会が地域福祉を推進する中核的組織という公共性から、安定的な公費補助を確立するため、行政の理解と支援を積極的に求めていく必要があります。

介護保険事業、自立支援事業については、町の介護保険計画等に基づき実施していますが、特

色を活かし他との区別を図りながら安定的な運営をどう築いていくのかが課題となっています。

図３　平成21年度決算

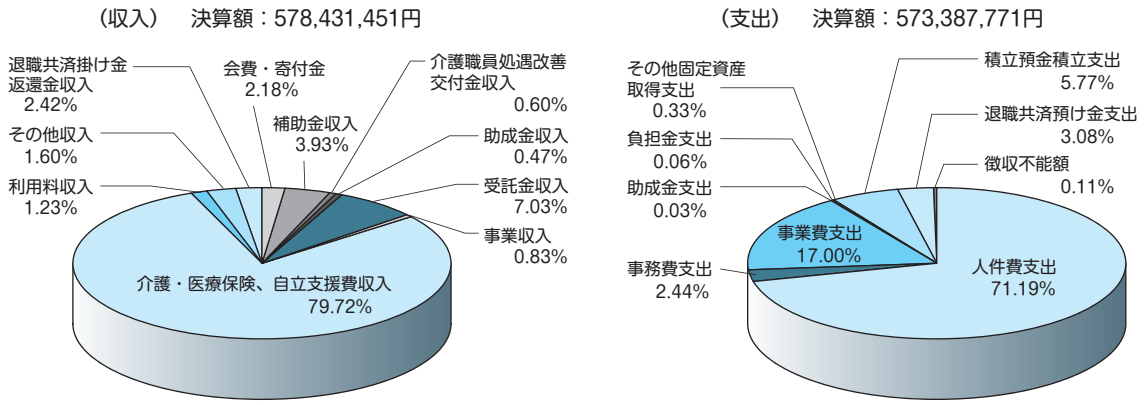

ねらいと目標

地域福祉活動計画を予定どおりにすすめていくには、安定した財源の確保を目指さなければなりません。社協としては、実施している各事業について努力目標を定め、全役職員が共通の認識のもと取り組んでいきます。また、経費の内容を詳細に確認し、節減に努力します。公費補助金については、住民や地域のニーズを確認し、町と定期的に情報交換しながら確保に努めていきます。

住民に対しては、中期的な収支計画を示し使途を明確にすることで、計画実行に向けての必要財源をご理解いただき賛同者の輪を広げていきたいと考えます。

また、会費・募金等だけでなく、ボランティア活動をはじめとする住民力を活用できるよう推進していきます。

具体的な取り組み

1　努力目標の数値化
2　公費補助金の安定的な確保のため、行政等との定期交流会を開催
3　中期的な収支計画の策定
4　会員加入率、募金額の増加に向けた広報強化
5　特別会員の拡大

6 資料

- 第２次若狭町地域福祉活動計画の策定経過
- １次計画の評価資料
- 統計データ
- 第２次若狭町地域福祉活動計画
  策定委員会設置要綱・策定委員名簿
- 用語解説
- 第２次若狭町地域福祉活動計画
  プロジェクト委員名簿

資　料

■第２次若狭町地域福祉活動計画の策定経過

日　　時	会議・委員会など	内　　容
平成22年２月４日	第１回プロジェクト委員会	第２次活動計画作成スケジュール、策定委員会選出枠、１次計画の評価方法について
平成22年２月25日	第２回プロジェクト委員会	１次計画評価方法について
平成22年３月23日	第３回プロジェクト委員会	１次計画評価方法について
平成22年４月28日	第１回策定委員会	委員委嘱式、正副委員長選出、プロジェクト委員、活動計画の必要性、趣旨、作成スケジュールについて
平成22年５月11日	第４回プロジェクト委員会	１次計画評価進捗状況、町が実施している集落計画について
平成22年５月17日	集落計画ヒアリング（遊子区・小川区）	町が主催した集落計画ヒアリングに参加し、集落の福祉課題や問題点の聞き取り
平成22年５月18日	福祉団体懇談会 （若狭町身体障害者福祉協会）	現状と課題、問題点について、意見交換
平成22年５月18日	集落計画ヒアリング（大鳥羽区・上黒田区・仮屋区・麻生野区・末野区・安賀里区）	町が主催した集落計画ヒアリングに参加し、集落の福祉課題や問題点の聞き取り
平成22年５月19日	集落計画ヒアリング（上吉田区・日笠区・若葉区・瓜生区・脇袋区・関区・グリーンハイツ区）	町が主催した集落計画ヒアリングに参加し、集落の福祉課題や問題点の聞き取り
平成22年５月20日	集落計画ヒアリング（相田区・田名区・南前川区・河内区・新道区・熊川区）	町が主催した集落計画ヒアリングに参加し、集落の福祉課題や問題点の聞き取り
平成22年５月24日	集落計画ヒアリング（気山区（寺谷・苧・市・中村・中山）倉見区・能登野区・白屋区・成願寺区・横渡区・末野区）	町が主催した集落計画ヒアリングに参加し、集落の福祉課題や問題点の聞き取り
平成22年５月25日	集落計画ヒアリング（田上区・高岸区・井崎区・岩屋区・東黒田区・館川区・上瀬区・鳥浜区・食見区・世久見区・北庄区・伊良積区・海山区・塩坂越区）	町が主催した集落計画ヒアリングに参加し、集落の福祉課題や問題点の聞き取り
平成22年５月27日	集落計画ヒアリング（小原区・天徳寺区・神谷区・日笠区・兼田区・武生区・下野木区）	町が主催した集落計画ヒアリングに参加し、集落の福祉課題や問題点の聞き取り

日　　時	会議・委員会など	内　　容
平成22年６月16日	第5回プロジェクト委員会	各部署評価結果の整合、修正について
平成22年６月18日	福祉団体懇談会 若狭町母子寡婦福祉連合会 （すまいる会）	現状と課題、問題点について、意見交換
平成22年６月21日	福祉団体懇談会 （若狭町老人クラブ連合会）	現状と課題、問題点について、意見交換
平成22年６月22日	福祉団体懇談会 若狭町知的障害児（者）家族の会（のぞみ会）	現状と課題、問題点について、意見交換
平成22年６月26日	住民懇談会（熊川区）	地区の現状と課題、問題点、意見交換
平成22年６月28日	福祉団体懇談会（若狭町婦人福祉協議会）	現状と課題、問題点について、意見交換
平成22年６月29日	第６回プロジェクト委員会	各事業ごとの1次計画評価、ニーズ整理について
平成22年７月１日	福祉団体懇談会（精神障害者を抱える家族）	現状と課題、問題点について、意見交換
平成22年７月16日	第７回プロジェクト委員会	各事業ごとの１次計画評価、ニーズの確認、整理について
平成22年７月26日	第８回プロジェクト委員会	１次計画評価、ニーズ整理、２次計画基本目標原案について
平成22年８月４日	第２回策定委員会	１次計画評価について
平成22年８月18日	第９回プロジェクト委員会	２次計画素案作成、活動計画取り組み（案）、スケジュール見直しについて
平成22年９月15日	第10回プロジェクト委員会	２次計画素案作成、活動計画取り組み（案）について
平成22年９月29日	第11回プロジェクト委員会	２次計画素案作成、活動計画取り組み案について
平成22年10月20日	第12回プロジェクト委員会	２次計画基本目標原案に基づく具体的取り組み（案）について
平成22年10月27日	第13回プロジェクト委員会	２次計画基本目標原案に基づく具体的取り組み（案）について
平成22年11月８日	第14回プロジェクト委員会	２次計画基本目標原案に基づく具体的取り組み（案）について、10事業プレゼンテーション
平成22年11月12日 13日	第15回プロジェクト委員会	目標における各部署プレゼンテーション、策定委員会資料検討について
平成22年11月17日	第3回策定委員会	基本目標原案、素案について
平成22年11月25日	第16回プロジェクト委員会	各部署プレゼンテーション、第３回策定委員会検討事項、今後のスケジュール調整、作業確認、第４回策定委員会資料作成手順について
平成22年12月14日 15日	第17回プロジェクト委員会	活動計画様式、具体的取り組み、計画骨子、計画書作成役割分担について

日　　時	会議・委員会など	内　　容
平成22年12月27日	第18回プロジェクト委員会	具体的取り組み、計画骨子、役割分担のスケジュールついて
平成23年１月12日	第19回プロジェクト委員会	具体的取り組み、前回修正箇所確認、第４回策定委員会協議内容について
平成23年１月19日	第4回策定委員会	体系図に基づく具体的取り組み、具体的取り組み内容（案）、計画骨子について
平成23年１月21日	第20回プロジェクト委員会	社協発展強化計画について
平成23年２月４日	第21回プロジェクト委員会	社協発展強化計画、プロジェクト委員役割進捗状況について
平成23年２月22日	第22回プロジェクト委員会	各部署の発展強化計画について、計画書のイメージについて
平成23年２月28日	第23回プロジェクト委員会	計画の骨子に基づく各分担内容について
平成23年３月２日	第5回策定委員会	具体的取り組みの内容（案）について、社協発展強化計画（案）について
平成23年３月10日 11日	第24回プロジェクト委員会	第5回策定委員会の課題について、素案確認について
平成23年３月18日	第6回策定委員会	素案確認について

１次計画の評価方法

18、19ページの1次計画の評価に使用した資料については次の通りです。

取り組みごとの評価内容検討資料

若狭町地域福祉活動計画評価検討資料

事業名	○○○○○○事業所

取り組み内容	実際に取り組んだ具体的内容	評価対象	評価内容
１次計画で取り組んだ内容	実際どのように取り組んだのか	誰に評価をしてもらうのか？	どんな内容で聞き取るのか？ **外部評価** ・利用者及び利用者家族 ・社協以外の事業所 ・一般住民 **内部評価** 社協が行っているサービス事業所など

評価：アンケート調査（アンケートの作成）

アンケート調査資料

ご利用者様　　アンケート

問1.○○○を利用するようになって、少しでも安心して暮らせるようになりましたか。
次のあてはまる数字を囲んで下さい。

1．そう思う　　2．だいたいそう思う　　3．ふつう
4．あまりそう思わない　　5．全くそう思わない

（上記の件についてご意見がございましたらお書き下さい。

問2.○○○の言葉づかいは丁寧で心のこもったものですか。
次のあてはまる数字を囲んで下さい。

1．よく出来ている　　2．だいたい出来ている　　3．ふつう
4．あまりそう思わない　　5．全くそう思わない

（上記の件についてご意見がございましたらお書き下さい。）

質問事項を５問程度にし、５段階評価で○を付けて頂きました。また、質問事項についてご意見を書き込めるように記述欄を設けました。

アンケート集計

取り組みごとの評価表作成資料

第１次計画における事業の評価表

事業名：○○○○事業所

項目	評価ランク A	B	C	D	E	評価点	重要度比率（合計100）

1．項目にはアンケートの内容を記入し評価を行いました。
2．評価ランクは５段階にし、A～Eに○をつけました。
　A…「大いに成果を上げた」、「達成できた」　90%前後→５点
　B…「一定の成果を上げた」、「ある程度達成できた」　70%前後→４点
　C…「半分程度成果を上げた」、「半分程度達成できた」　50%前後→３点
　D…「少し成果を上げた」、「少し達成できた」　30%前後→２点
　E…「ほとんど成果があがらなかった」、「ほとんど達成できなかった」　10%未満→１点
3．重要度比率欄は、全ての取り組み項目の合計が100になるよう算定しました。

					部門総合評価点		

評価表をもとに、今後の取り組みについて各事業所で検討

評価した項目の今後の取り組みについての検討資料

評価した項目の今後の取り組み

事業名：○○○○事業所

項　　目	評価点	課題（計画）としての取扱い			理　　由
		計画から削除	現行のまま計画に	見直して改革に	

次計画基本目標評価表

第１次計画基本目標評価表
── 取り組み内容の評価から確認 ──

基　本　目　標	評価点	課題（計画）としての取扱い
住民相互による集落助け合いの充実		
ボランティア活動等福祉意識の向上		
福祉交通体系の強化		
介護保険事業等介護サービスの利用促進		
要援護者及び福祉団体への支援		
総　合　評　価　点		

各事業の取り組み内容の評価平均点および取り組みの成果課題等から基本目標の総合評価点を算定しました。

■福祉をめぐる若狭町のすがた

■統計でみる若狭町のいま

全国的に少子高齢化が進行していますが、若狭町も例外ではありません。年齢構成を年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢人口（65歳～）の３区分でみると、高齢人口の割合が増加する一方、年少人口割合が減少しています。一般的に高齢人口が総人口に占める割合（*高齢化率）が14%以上で「高齢社会」、21%以上で「超高齢社会」とよばれますが、若狭町におきましても平成７年の時点ですでに高齢化率が23%に達し平成22年には29.2%になっています。今後もこの傾向はさらに続き、平成30年には概ね３人に１人が65歳以上となることが見込まれます。

⑴ 人口

① 若狭町の人口推移表

本町の総人口は、減少の一途をたどっています。平成22年時点では16,559人で、平成10年の17,434人と比較すると12年間で875人の減少となっています。

図1-1 若狭町人口推移

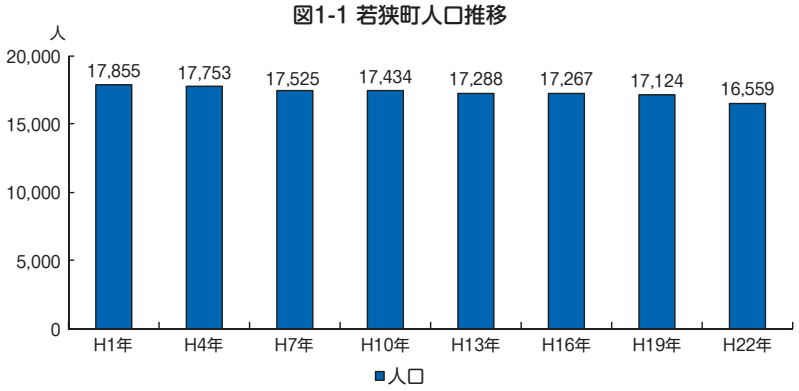

②若狭町の男女別人口推移表

男女別の人口では、平成22年で女性が8,583人と全体の約52%を占めています。男女共に減少傾向にあり、5年前の平成17年と比較すると男女共に大幅に減少しています。

図1-2 若狭町男女人口推移

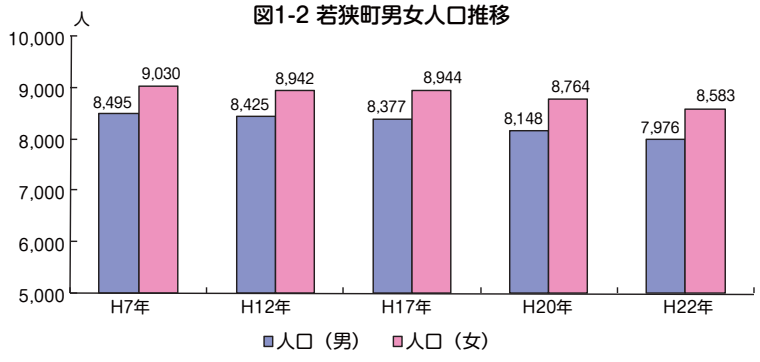

③若狭町の年代別人口割合

年代別の人口割合を見ると、ここ５年では年少人口の割合が減少し、反対に高齢人口の割合が増加しています。65歳以上の高齢人口の割合は平成17年に27%に達し、平成22年には29.2

*高齢化率：65歳以上の高齢者が人口に占める割合。

%にまで増加しています。

図1-3 若狭町年代別人口割合(3区分)

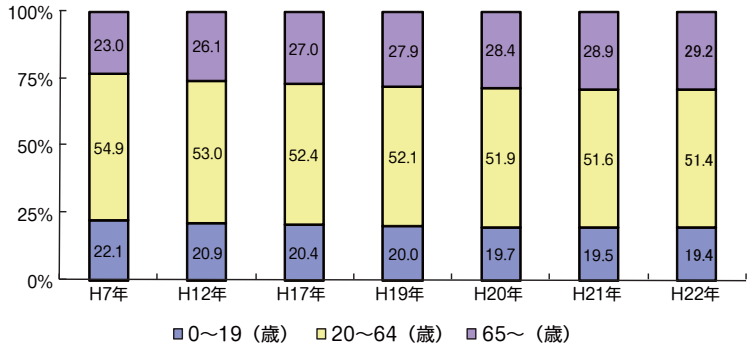

④若狭町の年少人口推移

年少人口においては減少傾向が続いており、平成22年には全体に占める割合が13.5%まで減少しています。

図1-4 年少人口推移

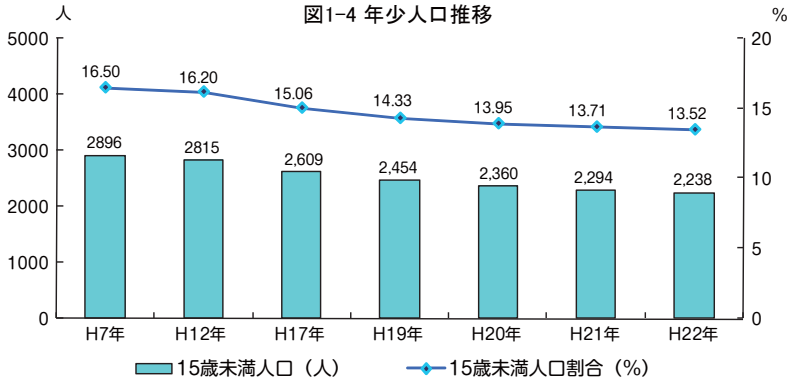

(2) 福祉の状況

①出生数・出生率（*合計特殊出生率）

合計特殊出生率については、平成21年の全国平均1.37人と比べ若狭町では1.71人となっており、微少ではありますが上昇傾向にあります。

図2-1 出生数推移

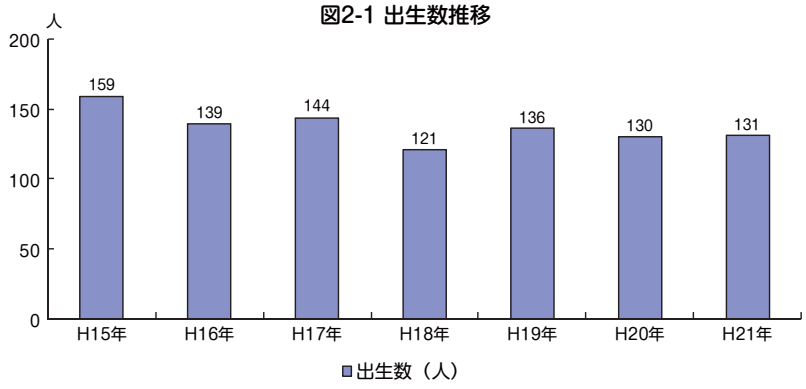

*合計特殊出生率…年齢別の出生率を特殊出生率といい、それを合計したものを合計特殊出生率といいます。合計特殊出生率はその年齢の女性が産んだ子どもの数を、各歳の女性人口（15～49歳の合計）で除して算出され一人の女性が生　涯で産む子どもの数の目安になります。

図2-2 合計特殊出生率推移

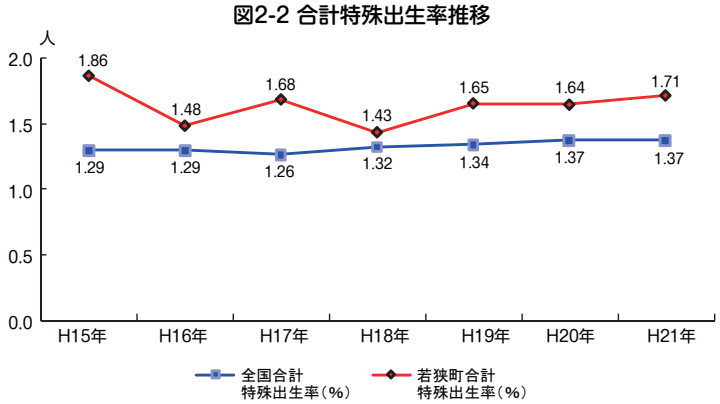

②ひとり親世帯状況

ひとり親世帯については、平成２年からほとんど変化しておらず、母子家庭と父子家庭を比較すると母子家庭が約４倍になっています。

図2-3 若狭町ひとり親世帯状況

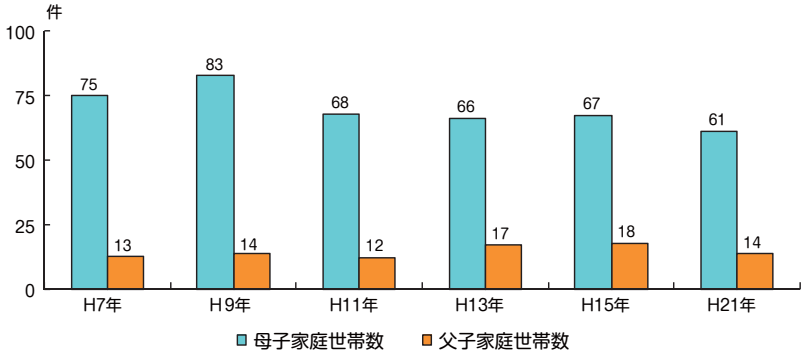

（3）福祉の状況（高齢者）

①介護保険認定状況

近年の介護保険制度の認定状況については、平成12年の導入時期と比べてみると、平成12年の認定者数は485人でしたが、平成21年の認定者数は755人となっており、270人増えています。

新予防給付が新設された平成17年の介護予防認定者72人に対し、平成21年には151人となっており約２倍の増加が見られました。

図3-1 介護保険認定者数推移

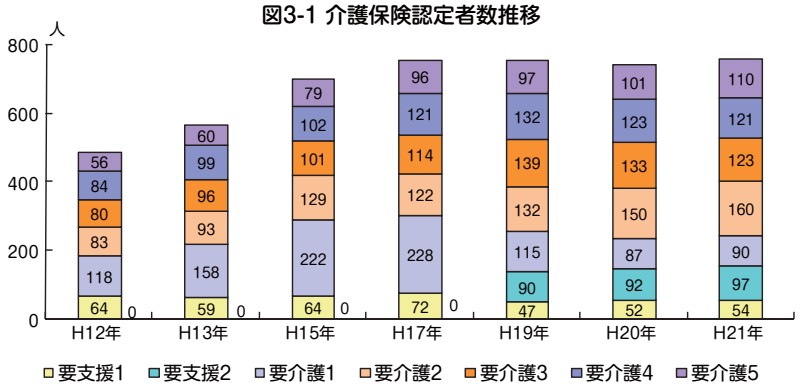

介護度	認　定　の　基　準
要支援１	日常生活はほぼ自力でできるが、要介護状態の予防の為の支援が必要な状態.。
要支援２	日常生活の支援は必要であるが、要介護には至っていない状態。
要介護１	立ち上がりや歩行などに不安定さが見られる状態。日常生活に部分的な介助が必要。
要介護２	立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要な状態。排泄や入浴にも一部または全面的な介助が必要。
要介護３	立ち上がりや歩行、排泄、入浴、衣服の着脱などにほぼ全面的な介助が必要な状態。
要介護４	日常生活全般に介助が必要な状態。介護なしでは日常生活が困難。
要介護５	生活全般に全面的な介助が必要な状態。意思の伝達が出来ない場合が多い。介護なしでは日常生活がほとんど不可能。

②介護保険受給状況

介護保険の受給率は、介護保険認定者数と同様平成12年の導入時期には増加傾向にありましたが、近年では 横ばい状態になっています。

図3-2 介護保険受給率・認定者数・利用実績推移

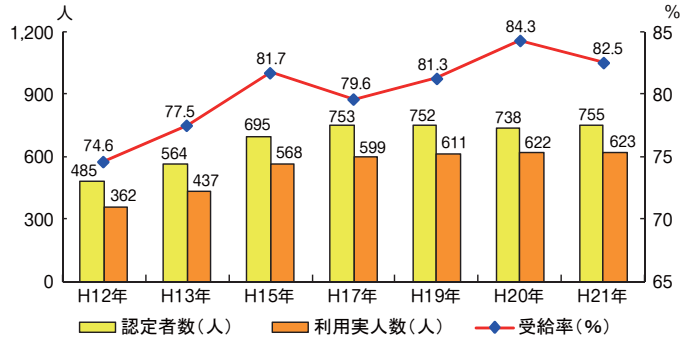

（4）福祉の状況（介護保険サービス）

①介護保険認定状況

介護保険サービスの利用人数は、介護保険制度が導入された平成12年から急激に増加していましたが、近年では横ばい状態となっています。利用総額についても、介護予防サービスが導入されたことで平成18年には減少が見られましたが、平成20年には新しい入所施設が開設されたこともあり増加傾向にあります。

図4-1 介護保険サービス利用総数と利用総額

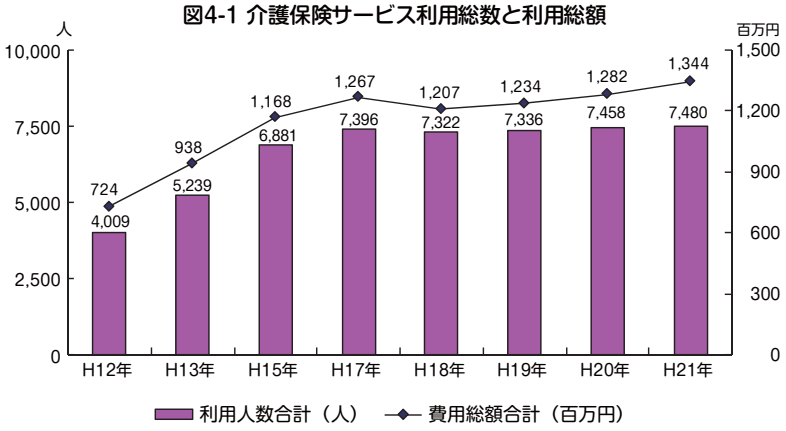

②介護保険サービス利用構成

介護保険サービスの利用人数構成については、在宅利用者と施設利用者の比率は介護保険が導入された平成12年からほとんど変わることなく7：3の割合となっています。

利用金額の構成比については、介護保険が導入された平成12年では3：7の割合となっていましたが、近年ではその割合がほとんど変わらなくなり、平成19年から5:5の割合となっています。

図4-2 介護保険サービス利用人数構成比

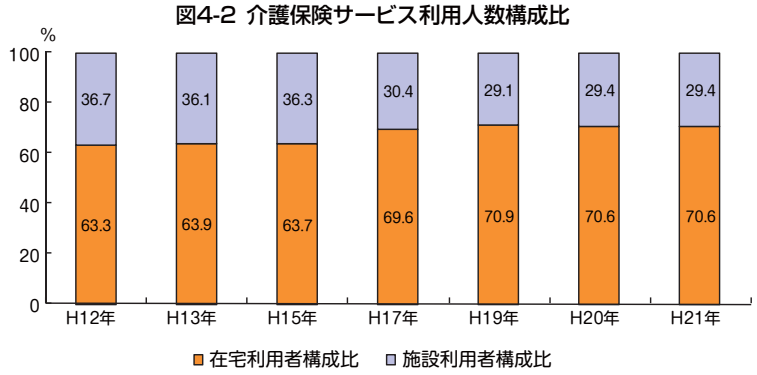

図4-3 介護保険サービス利用金額構成比

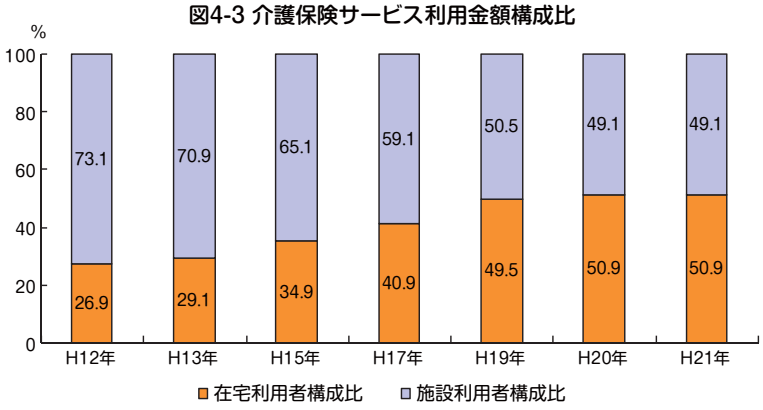

(5) 福祉の状況（障がい者）

①若狭町の身体障害者手帳所持者状況

障害者手帳所持者数は、平成15年には３種合計で925件、平成21年は990件に増加しており、７年間で６％以上増加しています。件数は少ないものの、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加率が高い状況です。平成21年では３種の障害者手帳所有者は990人で、総人口16,730人（国勢調査調べ）の5.9%に当たります。

図5-1 障害者手帳所持者数推移

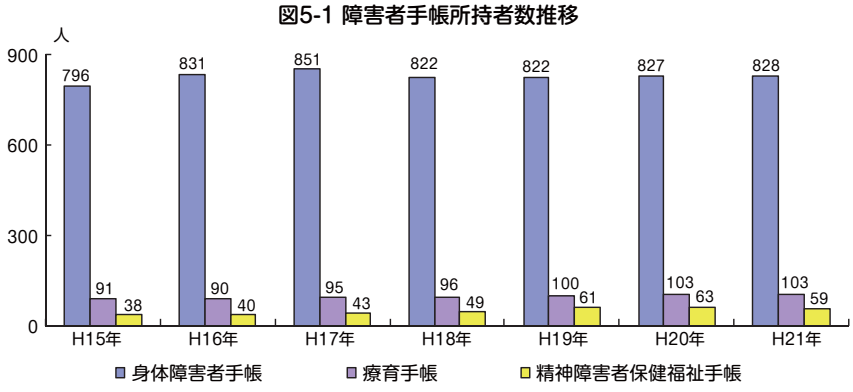

②身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、800人台で推移しています。等級別では１級・３級･４級が多く、重度（１・２級）と中度（３・４級）が同程度を占めています。障がい種類では、肢体不自由が半数を占め、次に多い内部障がい（約30%）と合わせると、84%を占めています。

年齢別では、65歳以上が全体の77%、18～64歳が22%となっており、18歳以上の所持者がほとんどとなっています。

等級別状況　（人）

	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
平成 16 年	208	122	214	155	67	65	831
平成 17 年	225	115	206	171	65	69	851
平成 18 年	211	114	203	169	58	67	822
平成 19 年	214	110	196	172	58	72	822
平成 20 年	213	113	194	179	58	70	827
平成 21 年	209	114	198	194	52	61	828

種類別状況　（人）

	視　覚	聴覚平均機能	音声言語	肢体不自由	内　部	合　計
平成 17 年	63	82	6	439	261	851
平成 18 年	60	80	6	417	259	822
平成 19 年	58	81	4	432	247	822
平成 20 年	57	82	5	437	246	827
平成 21 年	51	72	6	455	244	828

図5-2 身体障害者手帳所持者数推移

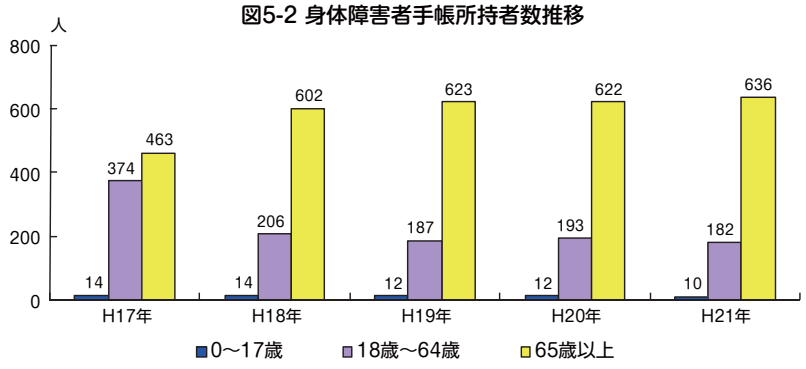

③療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、18歳未満では近年15件～20件で推移し、18歳以上では平成17年度に80人を超えています。種類別では、療育手帳Ｂの件数が療育手帳Ａの件数より多くなっています。

図5-3 療育手帳所持者数推移

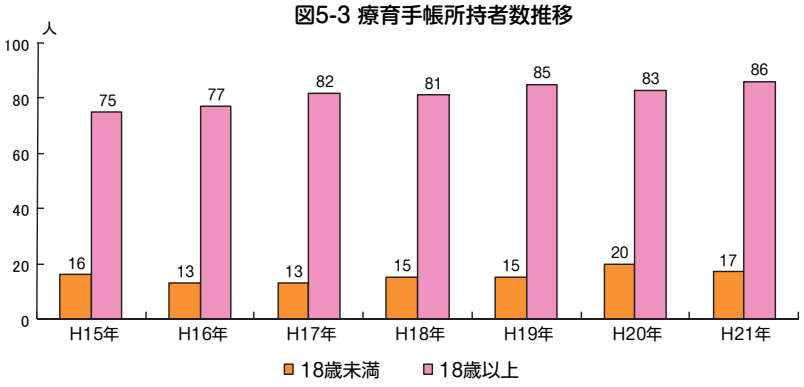

図5-4 等級別状況

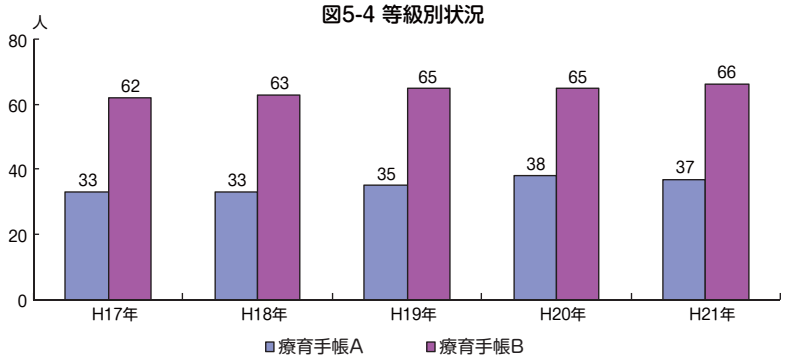

④精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳は、平成７年に精神保健法が精神保健福祉法へ改正された際に創設され、平成14年から申請などの事務が市町村に移りました。

年々、所持者数が増加傾向にあります。

図5-5 精神障害者保健福祉手帳所持者数推移

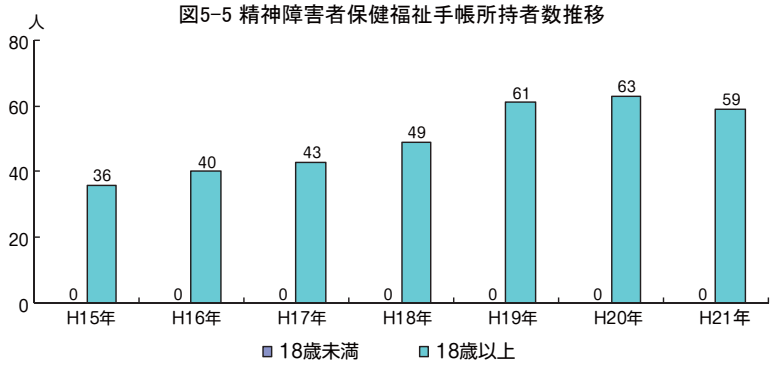

■設置要綱

若狭町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　若狭町における社会福祉法人若狭町社会福祉協議会（以下「若狭町社協」という。）が推進する地域福祉活動の計画を策定するために、若狭町社協に地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」）を設置する。

（協議事項）

第２条　策定委員会は、若狭町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）について次の各号について協議する。

（１）活動計画の策定に関する事項

（２）活動計画の推進に関する事項

（組織）

第３条　策定委員会は、次の各号に属する策定委員15名以内で構成し、若狭町社協会長が委嘱する。

（１）若狭町社協役員

（２）学識経験者

（３）公募委員

２　策定委員会に委員長及び副委員長を各１名置き、策定委員の互選により選出する。

３　委員長は、策定委員会を代表し、会務を掌理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

５　活動計画の策定に関し、必要な資料の収集、調査及びその他各種の研究を行うために策定委員会のもとにプロジェクト委員会を設置する。なお、プロジェクト委員会は、若狭町社協に属する職員15名以内で構成し、策定委員長が委嘱する。

（任期）

第４条　策定委員及びプロジェクト委員の任期は、活動計画の策定をもって終了する。

（会議）

第５条　策定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

２　策定委員は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くとことができる。

（庶務）

第６条　策定委員会の庶務は、若狭町社協事務局において処理する。

（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、若狭町社協会長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

■策定委員会名簿

第２次若狭町地域福祉活動計画　策定委員名簿

	氏　名	区　分		備　考
◎①	福谷　洋	学識経験者	議会	教育厚生常任委員
2	澤　喜代志		行政	福祉課長
3	下南　貢		学校	小中学校代表
4	竹内　小太衛		区長会	会長
5	原田　義勝		民生委員児童委員協議会	会長
6	吉田　光子		福祉委員	三方地域
7	佐々木　好枝			上中地域
○⑧	百田　喜代美		ボランティア	ボランティアセンター運営委員
9	小林　まさ子		小地域福祉活動住民組織	モデル集落代表
10	岩本　勲	社協役員	若狭町社会福祉協議会	副会長
11	橋本　幸美	公募		上中地域
12	田上　紀子			三方地域

◎…委員長　　○…副委員長

【事務局】

田中　文明	若狭町社会福祉協議会	社会福祉協議会事務局長
今井ひろみ		社会福祉協議会事務局次長
今川　政之		パレア若狭事業所長（企画管理事業）
田辺　隆明		いずみ事業所長（地域福祉事業）
内藤　利博		地域福祉事業主任
木下　健		地域福祉事業担当
深川　貴司		地域福祉事業担当

■用語解説

あ行

ADL（日常生活動作）

ADLとは、食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本行動のこと。それぞれについて自立／一部介助／全介助のいずれかであるが、評価することで障がい者や高齢者の生活自立度を表現する。

NPO（民間非営利活動団体）

NPOとは、営利を目的とせず社会貢献活動を行っている市民団体のこと。地域の活性化や地域福祉の向上などに大きな役割を果たすものと期待されている。

か行

介護サービス計画（ケアプラン）

介護サービスを利用する為にケアマネジャーが作成するプランのこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度において、居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）に配置され、要介護認定を受けた利用者に合わせた福祉サービスを組み合わせ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、事業者、施設等との連絡調整（ケアマネジメント）を担当する専門職人材。利用者の権利の尊重、公平性・中立性、プライバシー保護などの姿勢や倫理観が求められます。医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、理学・作業療法士、社会福祉士・介護福祉士など多職種が資格をとることができる。

介護認定調査

介護度を決定する為に介護状況を確認するための調査のこと。

介護予防

介護保険制度において、介護保険サービスの充実とあわせ、可能な限り介護を必要とする状態にならないような健康で生きがいのある自立した生活を送ることを支援する考え方。介護予防型通所事業等の各種の高齢者保健福祉サービスや地域リハビリテーションなどが介護予防の施策として推進している。

気がかりな子

はっきりとした遅れは見られず、運動能力の発達も特に遅れてはいないが、軽度の知的障がいの特徴は持っていることにより、保育所（園）・幼稚園・学校で集団に入って行けない、集団行動が苦手な子ども達のこと。

ＱＯＬ(生活の質)

QOLとは、一人ひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質。どれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかということ。

共生グループホーム

認知症高齢者の方々や障がい者の方々が、助け合いながらひとつ屋根の下で暮らす施設。

協働

住民（個人・団体・企業）と行政が、それぞれの特性を活かしながら補完しあい、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

共同募金

社会福祉法第112条に規定される社会福祉事業で、「赤い羽根」をシンボルにしている。募金期間は毎年10月１日から12月31日まで。

ケース検討会

利用者のケアの統一を図る為の会議。

合計特殊出生率

年齢別の出生率を特殊出生率といい、それを合計したもの。合計特殊出生率はその年齢の女性が産んだ子どもの数を、各歳の女性人口（15～49歳の合計）で除して算出され一人の女性が生涯で産む子どもの数の目安になる。

高齢化率

65歳以上の高齢者が人口に占める割合。

コミュニティバス（サロンバス）

地域共同体もしくは自治体が住民の移動手段を確保するため運行するバス。

さ 行

歳末たすけあい募金

共同募金の一環で、募金期間は12月１日から12月31日まで。生活困窮者に対する見舞金というイメージから、地域福祉の推進を図るための募金として趣旨が変わってきている。

社会資源（しゃかいしげん）

利用者要求の充足や問題解決のため、効率的に利用するさまざまな有形、無形の人的・物的・制度的資源のすべてを指す。

社会的弱者（しゃかいてきじゃくしゃ）

身体、健康、学歴、年齢、生活形態、社会的スキルの有無によりその発言力が限定され、生活上の利便を図ることも難しく、他の人々に比べて生活の質が著しく不利で傷つきやすい立場におかれている人々のこと。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられた組織。行政や関係機関等と連携して、ボランティア事業や小地域福祉ネットワーク活動、普及啓発活動などを推進している。

社会福祉法（しゃかいふくしほう）

わが国における社会福祉サービスの基礎をなす法律であり1951 年に制定された社会福祉事業法が大幅改正され、2000 年６月から社会福祉法として施行されている。法改正の理念は、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進であり、このため福祉サービスに関する情報の提供、利用の援助及び苦情の解決に関する規程を整備し、福祉サービス利用者の利益の保護を図るとともに、市町村地域福祉計画などの策定や、その他の地域福祉の推進を図るための規程を整備した。

社会福祉士（しゃかいふくしし）

専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導・その他の援助を行う人。

償還滞納（しょうかんたいのう）

生活福祉資金等を借りた方が、返済計画を守らず、指定した期限までに支払いをしないこと。

小規模多機能型居宅介護（しょうきぼたきのうがたきょたくかいご）

「通い」を中心にご本人の様態や希望に応じて「宿泊」「訪問」といったサービスを組み合わせて自宅で継続して生活するために必要な支援を行うサービス。

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に定められた障がいがあると認定された人に交付される手帳。同法で定められた各種福祉サービス等を受ける場合に必要となる。

自立支援制度（自立支援法）（じりつしえんせいど　じりつしえんほう）

障がい児・者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする制度である。また、少子高齢化社会に向け、障がい児･者

にも費用の原則用の原則1割負担を求め、障がい児・者の福祉サービスを障がいの種別（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず一元化し、これまでの保護政策から自立支援を目的とした制度である。

（なお、自立支援法は、平成25年8月で廃止となり、新しい法律が制定されることが決まっている。）

真空調理法（しんくうちょうりほう）

安全衛生基準と調理理論をもとに、真空調理器、急速冷却機、スチームコンベクションなどの機器を使って衛生的に調理する方法（温度管理された調理法）。

心身機能維持（しんしんきのういじ）

リハビリ、レクリエーション、日頃からのコミュニケーション等（入浴や食事介助から生まれるコミュニケーションを含む）で心身機能を衰えさせないようにすること。

スキルアップ

訓練して技能を身につけること、またその訓練。

随意契約（ずいいけいやく）

物品の売買や貸借、工事などの請負の契約に際し入札やせりのような競争によらず契約主体が適当と判断した相手方との間で契約を結ぶこと。

精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

平成７年５月に改正された「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、精神障がいの状態にあると認定された人に交付される手帳。各種の支援政策を推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的としている。

世代間交流（せだいかんこうりゅう）

異世代が相互に協力し合い、世代の持つ力を伝え合う活動のこと。

た行

ターミナルケア

回復の見込みのない療養者の苦痛を緩和し精神的に支える医療。

調査委員会（ちょうさいいんかい）

民生委員児童委員の中から選出された10名以内で構成し、貸付けの適否や償還金の支払猶予等について社協会長に意見を具申する組織です。

疼痛管理（とうつうかんり）

癌の強い痛みに対して麻薬などで痛みをコントロールすること。

特別食（とくべつしょく）

何らかの病気で食事制限を余儀なくされている人のための食事。カロリーや塩分、たんぱく質やアレルギー食品などをコントロールした食事。

特別養護老人ホーム（特養）（とくべつようごろうじんホーム（とくよう））

老人福祉法に基づく老人福祉施設の一種。65歳以上の者であって、身体上または精神上の著しい障がいのため常時介護が必要で在宅生活が困難な寝たきり高齢者などを入所させて、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。

な行

日中一時支援事業（にっちゅういちじしえんじぎょう）

日中に介護している家族が、冠婚葬祭等の社会的な理由や私的理由により、在宅での介護が一時的に困難になった場合、日中活動の場を確保して、在宅の障がい児･者およびその家族の介護の負担軽減を図るための事業。

日中活動（にっちゅうかつどう）

自立支援法において就労支援事業や生活介護事業など昼間の活動のこと。

認知症（にんちしょう）

従来の「痴呆」という言葉には侮蔑（ぶべつ）的意味合いが強く、必要なケアや治療の妨げになったり、予防対策から高齢者を遠ざけているケースがあるとして、厚生労働省が呼称を見直すため検討会を設置し、平成16年12月の答申を受けた後の新しい呼称。

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またその考え方。

は行

配食サービス（はいしょくサービス）

給食サービスの一種で、高齢者などに弁当を配達するサービス。若狭町では安否確認を目的とした配食サービスを昼食時に実施。

配食ボランティア

高齢者等に弁当を配るボランティア。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くという意味。広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者、知的・精神障がい者などの判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活に関する相談に応じ、地域生活を支援する事業。相談内容に応じて、契約により福祉サービス利用援助、金銭管理サービス、財産保全サービスを行う。

婦人福祉協議会

全国で福井県にしかない団体で、昭和35年に婦人の保護・福祉を目的として制定された団体。主な活動として、結婚相談・地域福祉活動などがある。

ふれあいサロン活動

在宅で孤立しがちな高齢者、障がい者、乳幼児をもったお母さんや、地域の誰もが参加し小地域ネットワークづくり活動の一環として気軽に、無理なく、楽しく、異世代交流を行う地域住民が運営する活動。

ま行

マンパワー

社会福祉の実践現場で、さまざまな社会福祉事業・活動に従事する人々。いわゆる社会福祉の人的資源を、社会福祉マンパワーという。

民生委員児童委員

地域において住民の立場から要望を関係機関に伝えるとともに、ひとり暮らしの高齢者や障がい者などへの訪問・相談など、住民が安心して暮らせるよう支援を行うため、民生委員法により市町村の区域に配置されている厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者（無報酬）。

や行

ユニットケア

入居者一人ひとりの尊厳を重視し個人の自律を尊重する為、施設の居室を１ユニット10人以下

のグループに分けて、それぞれを１つの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの。

要援護者（ようえんごしゃ）

災害発生時などに、必要な情報を迅速かつ適確に判断したり、身を守るために安全な場所へ避難するなどの、一連の行動に対してハンディを負う人。

ら行

老人（ろうじん）クラブ

明るい長寿社会をつくるために、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加活動を行っている自主的な組織。

■プロジェクト委員名簿

第２次若狭町地域福祉活動計画　プロジェクト委員名簿

	氏　　名	所　　属
1	今　井　ひろみ	本部　事務局次長（法人運営事業）
2	今　川　政　之	本部　パレア若狭事業所長（企画管理事業）
3	田　辺　隆　明	本部　いずみ事業所長（地域福祉事業）
4	清　水　武　久	本部　五湖の郷事業所長（施設福祉事業）
5	内　藤　利　博	パレア若狭事業所　地域福祉事業
6	木　下　　健	いずみ事業所　地域福祉事業
7	深　川　貴　司	いずみ事業所　地域福祉事業
8	西　田　久　恵	パレア若狭事業所　居宅介護支援事業所パレア若狭
9	加　藤　寿　一	パレア若狭事業所　デイサービスセンターパレア若狭
10	橋　本　朋　美	いずみ事業所　ホームヘルプサービスいずみ
11	籔ノ内　洋　子	いずみ事業所　訪問看護ステーション美方
12	渡　辺　純　子	五湖の郷事業所　特別養護老人ホーム五湖の郷
13	吉　田　幸　夫	五湖の郷事業所　障がい者ケアホーム五湖の郷

声をかたちに

社会福祉法人 若狭町社会福祉協議会

〒919-1541 福井県三方上中郡若狭町市場18-18

TEL:0770-62-9005　FAX:0770-62-1725

URL http://www.w-shakyo.or.jp/　E-mail:honbu@w-shakyo.or.jp

この冊子は、赤い羽根共同募金、NHK歳末たすけあいの助成により作成しました。